摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年10月24日

議会事務局

総務常任委員会

10月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	··················1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第50号所管分の審査	2
質疑(弘委員、村上委員、三好委員、野口委員、三宅委員)	
議案第60号、議案第61号の審査	12
質疑(三好委員)	
議案第58号の審査	14
質疑(三好委員)	
議案第62号の審査	20
補足説明(総務部長、寺本総務部参事)	
質疑(野口委員、村上委員、三好委員、弘委員、三宅委員)	
採決	42
閉会の宣告	42

1. 会議日時

平成20年10月24日(金)午前10時 開会 午後 2時44分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

 委員長 山本善信
 副委員長 三宅秀明
 委員 三好義治

 委員 弘 豊
 委員 野口博
 委員 村上英明

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 説明のため出席した者

市長公室長 寺田正一 同室次長 有山 泉 人事課長 山本和憲 同課参事 石原幸一郎 総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦 同部参事兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦 総務防災課参事 小原幹雄 法制文書課長 奥 幸市 情報政策課長 東角泰典 市民税課参事 柳瀬順一 固定資産税課長 入倉修二 同課参事 中西利之 納税課長 布川 博

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杁雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審查案件(審查順)

議案第50号 平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第60号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

議案第61号 摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

議案第58号 摂津市土地開発公社定款の変更について議決を求める件

議案第62号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。 ただいまから総務常任委員会を開会し ます。

理事者からあいさつを受けます。 森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議等々、何かとお疲れのところ、 きょうは総務常任委員会をお持ちいただ きまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました5つの議案についてご審議をいただくわけでございますが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、私は一たん退席させていただき ますが、ご理解をいただきますようよろ しくお願いいたします。ありがとうござ います。

○山本善信委員長 あいさつが終わりま した。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に 配付いたしております案のとおり行うこ とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○山本善信委員長 ご異議なしと認めま す。よって、そのように決定いたします。 暫時休憩いたします。

> (午前10時1分 休憩) (午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。 議案第50号所管分の審査を行います。 本件につきましては補足説明を省略し、 質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 この一般会計の補正予算の 分ですが、主に人件費の部分での異動等々 が上げられているかと思います。その中 での詳しい配置の部分、補足で説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○山本善信委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 人事課に関するご質問 にご答弁申し上げます。

今回の人事課に関する補正につきましては、人件費の関係する予算のみでございます。と申しますのは、当初予算におきましては退職予定者の予算を各費目から減をしております。新規に採用につきましております。新規に採用につきまして、人事課が所管いたします、総務費の一般管理費に全額計上をさせていたります。4月の人事異動を受けまして、今回精査、全体を精査させていただきまして、一般管理費に上積みしておりました予算を、基本的には各費目に配分をさせていただいたというような全体的な流れでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○山本善信委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 一般職のそういった人事の 配置ということですけれども、その中で のいわゆる正規職員と、また非常勤職員、 また臨時職員とかそういうようなことで の配置について、詳しくわかればお願い したいと思うのですが。
- ○山本善信委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 今回の予算につきましては、正規職員分のみの異動に関する予算を計上させていただいております。 今お問いの職員数をご答弁させていただきますと、この4月、平成20年4月1日現在で定員管理上の正規職員が731名、非常勤の一般職と位置づけてる職員が259名、臨時職員が81名、計1,071名が摂津市に在しております。以上でございます。
- ○山本善信委員長 よろしいですか。

弘委員。

○弘豊委員 この、年度途中で正規の職 員が非常勤とかに変わったりということ はないというふうに思いますが、この間 数年来の流れを見てる中で、正規職員が どんどん非常勤に置きかわっていくいう ような状況ですね。10年前と比較する と、大きく職員数の変化があるかと思い ます。全体としての職員数としては、そ う変わってませんけれども、その分非常 勤職員がふえてます。市の職員というこ とでは、本当に市民の暮らしを守る立場 で、大変重要な、大事な役割を果たされ てると私認識しております。そういった もとで、この職員の非正規雇用化、この ことが進まないようにということの要望 をしておきまして、発言とさせてもらい ます。

- ○山本善信委員長 答弁よろしいですか。○弘豊委員 はい。
- ○山本善信委員長 ほかにございません か。

村上委員。

○村上英明委員 今回の補正ということで、先ほどのお話もございました人事関係が多分にあろうかという中で、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

10ページなんですけども、款21繰越金、項1繰越金ということで、目1繰越金ということで、今回9,502万2,000円というのが補正ということで計上されております。こういう中で先ほどの本会議の中で、平成19年度の決算の中でのこの実質収支の分をここに繰り入れてるというふうにお聞きしたかと思いますけども、この中で平成19年度の決算につきましては、また後日委員会なりまた本会議が開催されるというふうに思っておるわけですけども、予算という中にあっては、やっぱり歳出と歳入が同額と

いうのが基本という、それがあって予算 ということになるかと思います。そういっ た中で、この実質収支、平成19年度、 本会議の中でもお示しがあったわけなん ですけども、それを例えばですね、全額 この平成20年度分として補正と入れて、 その歳出との差額分をですね、今回12 ページにおきましても財政調整基金とい うことで補正がなされておるんですけど も、その中に足してですね、要は実質収 支額全額をこの補正の中に一回ほうり込 んでですね、そういう中で基金として積 み立てるということも一つの案としてあ るのではないかなと、そういうふうに思っ ておるんですけども、そういう中でこの 間本会議の中でも、この実質収支が、約 半額が今回の繰越金ということで補てん されておりますけども、その辺の考え方 についてですね、1点だけお聞きしたい と思います。

- ○山本善信委員長 宮部参事。
- ○宮部総務部参事 お問いの件でございますけれども、地方自治法におきまして、 決算剰余金が生じましたときには、翌年 度の歳入に編入しなければならないということになっております。

それから、地方財政法におきましては、この剰余金につきまして、将来における財政運営の健全性を確保いたしますために、当該剰余金のうちから2分の1以上を年度間調整財源として積み立てるということになっております。こうしたことから、今補正におきまして前年度の9名(1個当に当たります基金積立金8、700万円をですね、財政調整基金として計上いたしますとともに、この財政制整基金ほかもろもろの補正財源といたしままして、9、502万2、000円を計上いたしたものでございます。

それで剰余金を全額計上するというこ とにつきましては、法律上何ら問題ない と考えておりますが、収支均衡の原則か ら、収支に見合う支出を計上しなければ なりません。歳出に基金費としてという ことになりますと、歳出に基金費として 計上、すなわち基金に積み立てるという ことになります。しかしながら、年度の 途中で補正が生じまして歳入増となった 場合に、その財源として、一たん積み立 てました基金から再び取り崩してという ことになりますために、前年度剰余金を 全額計上せずに、今後の補正財源として 留保しているものでございます。今後こ の補正財源として不要となった場合には、 3月補正において基金に積み立ててまい りたいと考えております。

なお、この前年度剰余金につきましては、本年6月の第2回定例会におきまして、その補正財源として4,182万5,000円財源充当いたしておりますので、この補正後の前年度剰余金の残額は3,517万8,543円となっておりますので、ぜひともご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○山本善信委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 ご答弁ありがとうござ います。

ただ、そのご答弁の中であったということで認識しておるんですけども、それは先ほども私が申し上げたように、1億7,000万円のですか、実質収支額をそのまま補正として入れても問題はないというふうに認識しておるんですけど、そういう中でも平成19年度分として留保金を置いておいて、それがまた後日ですね、12月なり来年の3月ですか、そのときの補正等々でされるというふうにお聞きしたと思いますけども。

これはなぜ聞いたかというと、いろい

ろと手法がある中でなぜこういう手法になるのかなということで、何らかのまた制限といいますか、規制といいますか、 法律があるのかなと思って聞かさせてもらいましたので、その辺でまたしっかりと平成19年度分の決算等も踏まえてですね、この平成20年度の補正、また12月また3月、また行えるかもしれませんけども、そのときにはまた適正な形でですね、処理をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○山本善信委員長 ほかにございません か。

三好委員。

○三好義治委員 おはようございます。

13ページで、住民税のシステム年度 改正委託料1,380万計上されており ますけど、単純な質問で、オープンシス テムとの関係について、まず1点目聞き たいと思います。

それと、常々気になっておる分が、4 2ページで、給料及び職員手当の状況の 中で、級別職員数で特別職である教育長 が1名入ってるんですが、特別職の中の 市長、副市長いうのはこういったたぐい のところではどういった取り扱いになっ てるのかお聞かせいただきたいなという ふうに思っております。

それと、これはちょっと委員長にお願いしなければならないのですが、債務負担行為、第2表、これは文教の所管になるんですが、その債務負担行為の行為については文教になるんですが、その財源の振り当てというのは、僕は財政課の所管ではないかなという感がいたしておりまして、その債務負担行為についてはこれはもう文教所管ということは重々承知でございます。その中で、44ページの中での財源内訳の中で、こういった財政

状況の中で一般財源で債務負担行為を全額組んでると。財政課としての考え方についてお聞かせいただきたいなというふうに思っておりますので、委員長の計らいでよろしくお願いいたします。

- 〇山本善信委員長 寺本参事。
- ○寺本総務部参事 それでは、補正予算書の13ページでございます。委託料で、住民税システム年度改正委託料のご説明をさせていただきます。

このオープンシステムとの関連はということでございますが、本年4月より全庁的にオープンシステムが稼働しておりまして、市民税課におきましても、市民税等の課税をこのオープンシステムを使って行っておるわけでございますが、この税の基幹システムを構築するためのシステム改修の初期費用でございます。

これは、この改修につきましては、年金からの特別徴収の開始が来年10月から始まります。これに伴いまして、社会保険庁からの課税資料等を来年1月から地方税電子化協議会を通じまして、電子データで送られてくることになります。それまでにデータをやりとりできるシステムを構築しなければならないわけでございますが、今回補正をお願いするものでございます。

なお、この構築する電子申告システム につきましては、年金からの特別徴収の みならず、法人市民税や償却資産の申告、 また給与支払報告書などの電子申告にも 対応できるシステムを構築するものでご ざいます。

- ○山本善信委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 市長、副市長並びに教 育長の給与の関係についてご答弁申し上 げます。

予算上の給与の予算組みのところから 説明をさせていただきますと、市長、副 市長におかれましては、総務費の総務管理費、一般管理費の特別職給というところに給与を計上させていただいております。教育長におかれましては、教育費の教育総務費、事務局費にございます、一般職給の方に計上をさせていただいております。3名の方が特別職という位置づけでございますけども、給与を予算計上させていただくシステムからまいりますと、教育長におかれましては一般職給に計上させていただいております。

今回特別職給、一般管理費の特別職給 につきまして補正がございませんでした。 その関係で、給与費明細の特別職給は省 かさせていただいております。

教育長の給与が計上させていただいて おります教育費の教育総務費、事務局費 の一般職給については、補正予算が32 ページにございますが、こちらの方で補 正予算を計上させていただいてる関係上、 給与費明細の42ページに教育長分の級 別職員数に計上させていただいていると いうことでございます。

よろしくお願いします。

- ○山本善信委員長 宮部参事。
- ○宮部総務部参事 44ページの債務負担行為の財源内訳の件でございますけれども、まずその前に、今回債務負担が上がっております分につきまして、今回債務負担でででは、地震を受けまして、地震防災特別措置をでは、平成22年度の改正がございまして、可震の安全の変といますが、is値が0.3以下ででは平成22年度までした場合には、交付金というようなことになっておりました。それから体育館8校、幼稚園のよりで、それから体育館8校、幼稚園のよりで、それから体育館8校、幼稚園のよりで、それがら体育館8校、幼稚園のよりで、それで、この交付金のかさ上げで、それで、この交付金のかさ上げではいますが、ませんで、

ということで、当然国庫交付金、支出金 も入ってまいります。それに対して地方 債も起債できると考えておりますけれど も、今回の債務負担に当たりましては一 般財源として上げさせていただいたもの でございまして、今後こういったものが きっちりと決まってまいりましたら、財 源の手当もしてまいりたいと考えており ます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは住民税のシス テム年度改正委託料の1,380万で、 今いろいろ話を聞いておりまして、オー プンシステムになってでも新たに制度改 正になると、こういったシステム改正は しなければならないと。ただ今回の部分 については、要は年金受給者から特徴、 年金受給者の特徴扱いになる部分が見込 まれてるという部分の中で、これは国の 法制度の改正であって、その財源内訳見 ますと一般財源が1,380万、すべて 一般財源で賄うということになってるん ですが、本来ならば国からの交付金、補 助金なりがおりてくるものというふうに 感じてるんですけども、その辺の情報と いうのはいかがなものかなと。そういっ たことの情報の先取りの中で、やっぱり 補正も組んでいかなければならないなと いうふうに思ってるので、この点につい て改めてお聞かせいただきたいというふ うに思います。

それから、42ページの級別職員数は、一般職やら教育職での給与割り振りではなしに、全職員の今の体制を書いてる表だというふうに私認識してるんですよね。その中に一方では教育長の特別職はここに記載されておって、あと特別職2名が一切記載されてないと。こういったことについていかがなものですかというご質問をさせていただいております。だから

その取り扱いについて、要は特別職の報酬が云々とかいうことではないんです。 どういう今うちの体制であるのかという ことを明記すべきであろうということに ついての質問なので、よろしくお願いい たします。

それと、今の委員長の取り計らいで、 その債務負担での財源の内訳について、 これのみについてしか質問いたしません が、今まさにご答弁いただいたように、 ことし文科省が耐震補強について法整備 をされました。その中で補助金も出すと いうことを、今課長の方からお聞きした んですが、そういうことの中で、例えば 小学校の耐震補強等の事業の一般財源3, 616万5、000円で、その小学校の 耐震がすべて見込まれてるのか、これが 要は全額なのか、というのは、今後2分 の1が補助金、交付金でおりる見込みが あるのか、それともこれが2分の1なの か。そういったことをお聞かせいただき たいなと。これは文教よりもやっぱり財 政課の僕は所管だというふうに感じてお りますのでね、この部分についてそれぞ れ小学校、中学校、幼稚園の財源の内訳 について、今の情報の中でお聞かせいた だきたいなと思います。

○山本善信委員長 債務負担の行為にかかわる話はね、個々のどうこうという話ではなしにですね、財政側面ということを重点に答えてください。そうでないとほかの所管にわたることになりますから。宮部参事。

○宮部総務部参事 今回債務負担で計上されておりますのは、耐震2次診断の診断料でございまして、まずこの診断を受けてからis値0.3以下の施設については耐震補強に入るというようなことでございます。その診断料については、この債務負担行為の金額が全額となってお

ります。

○山本善信委員長 債務負担を補正するのにね、個々の具体的な話はいいですから、債務負担を補正する場合の財政運営についての原則についての、どういう場合にどうするのやとかいう話とか、国単位の話とか、そういったことについて聞いておられますのでね、そうでないとほかの所管にわたりますので。

総務部長お答えください。

○奥村総務部長 それでは私の方から答 弁させていただきます。

まずご存じのように、債務負担行為はいわゆる歳入歳出予算の分の、当該年度の歳入歳出ではなしに、例えば継続費とかあるいは繰越明許とかあるいは事故繰越とか、こういうことで2か年以上にまたがる予算の部分が債務負担行為でございます。これを一たん認めていただきますと、必ずや来年の予算には計上しなければならないと、これが債務負担行為でございます。

今回44ページに挙げております、小学校耐震補強等工事、小学校、中学校、 幼稚園ございます。これは先ほど課長の 方から説明いたしましたように、平成2 3年3月までにis値0.3未満の耐震 工事をしたならば、2分の1から3分の 2の補助金の増が図れると、それを逆算 しますと、今債務負担行為で上げていか なければ、来年設計あるいはその次に工 事ができないということで今回上げさせ ていただいたものでございます。

今回債務負担行為しますのは、2次診断を実施をしてない校舎あるいは屋内体育館の部分を計上させていただいておりまして、2次診断を実施したものについては省いております。この2次診断の分については、すべて一般財源ということで自前の財源でやっていかなければなら

ないということになっております。

それから先ほど公的年金の部分のちょっとご質問あったんですけども、もちろん公的年金は国の制度で、来年の10月から、年金から住民税を天引きしなさい、これは国の方の責任でございますが、ただその財源でございますが、基準財政需要額の中に算入するというふうになっております。しかし実際うちの方は、不交付団体でございますので、現金は動かないということになっております。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 給与費明細に関するお 問いにご答弁させていただきます。

給与費明細につきましては、地方自治 法施行規則第15条に所定の様式が定め られております。その中の内訳として、 特別職に係る給与・人数、一般職に係る 給与・人数については別項目になっております。教育長におかれましては、教育 長という立場の特別職と、教育長という立場の一般職の、おふたつの職があろうかと思います。給与におきましては、 教育長という一般職の方で給与を執行している関係上、一般職である給与費明細の欄に教育長のみを掲載をさせていただいております。

市長、副市長におかれましては、給与費も職も特別職ということでございますので、お二人の体制は当初予算の231ページの特別職の欄に体制並びに給与を掲載させていただいております。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 住民税システムの関係 につきましてはわかりました。

それと今の山本課長のご答弁での、給 与費明細書について私は質問してるので はなしに、ここに書いてる、まさに級別 職員数というところでの部分を質問してるわけでございまして、その給与費明細の中に、それは特別職やらいろいろ入ってるいうのは承知しておりますので、こういったたぐいのところで教育長も入ってるんやったら、そういったところに入れておいても別段差し支えないのではないかなと。

いずれにしろ、こういった部分につきましては、将来、過去どういった体制で行ってたかというのも重要な資料になりますのでね、そういったところを聞いております。この件につきましては余りこだわるものでもないのでこれでやめておきますが、そういう視点で聞いてたということだけご承知いただきたいなというふうに思います。

債務負担行為の関係で、今の財源内訳の中で今回一般財源を充当してる部分については、国・府支出金については一切おりてこないと、これは2次診断やから。それ以降の工事にかかわるときに、そういった部分で出てくるということを理解したらいいわけですね。それならばわかりました。

以上でございます。

○山本善信委員長 補足答弁ありますか。 よろしいですか。

ほかにございませんか。 野口委員。

○野口博委員 何点かお尋ねいたします。

一つは今論議になっている中の一つですが、財政調整基金について今回決算を受けてですね、8,700万が積み増しをされました。これに関する問題ですけども、先日、中期財政見通しが発表されましたけども、その中で平成20年度49億3,100万という推定数字が示されてます。決算の数値で平成19年度末の財政調整基金だとか公共施設整備基金

だとか減債基金、いわゆる主要3基金の、 現時点での残高とですね、中期財政見通 しで言われているこの49億の兼ね合い といいますか、そういうものをどう見て るのかということを一つお尋ねをしてお きたいと思います。

2つ目は、住民税のシステムの関係で あります。来年10月の年金天引きに対 応できるように、関係庁との日程の中で、 今やらなければ対応できないということ で、この初期費用として計上されたわけ ですが、昨年からずっと論議がありまし て、摂津市が今年からオープンシステム に変わったということで、以前のホスト コンピュータと比べてですね、どのくら いの経費削減になっているのかというの が一つで、もう一つは全国の状況につい てですね、一つ教えていただきたいと。 大体その中でこれを請け負う業者といい ますか、システム改造する業者が受け持 つわけでありますけども、大体全国的に どのくらいの総額になるのかね、予想で 結構ですけれども、そういう点ちょっと お示しをいただきたいなと。

3つ目には、先ほど人事問題で少しお 話がありましたけども、今回は2月1日 の職員を基本にして予定退職者数だとか 新規採用数だとかそういう想定しながら 予算組みされて、年度途中で今回補正に 至って数字で計上されたということであ りますけども、一つお聞きしたいのは、 昨年の状況を見てどうかという問題で、 保育所の現場で年度末、近隣各市が保育 士の正職の採用がたくさんありまして、 市としてそのいわゆる正職の数だとか、 臨職の数だとか含めてですね、予測され たものと大変少なくなって、年度末ごっ つう往生したという経験あったと思うん ですけども、その辺がですね、この間北 摂採用試験も含めて一定流れてますので、

そういう保育所現場での状況をね、どう 見てるのかということをちょっとお聞か せいただきたいと。その中で、ご答弁の 中で摂津全体の保育所の保育士の数、臨 職の数ですね、非常勤の数もあわせて数 字を示していただきながら、そういう問 題についてご答弁をいただきたいと思い ます。

以上3点です。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 3点質問がございまして、一つはホストコンピュータとオープンシステムでどれぐらいの経費の差があるかということでございますが、今回、年金特徴のシステム改修をしている市町村がほとんどでございまして、まず高にひいます。摂津市の場合はオープンシステムに非常にいりをであれば最低でも1億のカラの1程度のコストで済んでおります。それとですね、オープンシステムであれば大体2,000万から5,000万ぐらいの経費がかかるかと思われます。

全国の総額という、3点目のご質問ですけれども、全国の総額は、ホストコンピュータは1億から3億ぐらい、それからオープンシステムであれば2,000万から5,000万ぐらいかかってるというのが現状でございます。

ちなみに、今ちょっとわかっている範囲で申し上げますと、豊中市で年金特徴のみのシステム改造費で1億8,000万、それから吹田市で8,000万、あと茨木市で1億5,000万、摂津市は1,680万でございますが、その他の市におきましては、まだ積算ができておらない状況に、北摂ではなっております。

それからオープンシステムでは、摂津市は比較的システム本体をカスタマイズしておりません。システムをうまく外へ出して、出た分でカスタマイズしておりますので、システム本体のカスタマイズではほとんどお金をかけておりません。ですので、ほかの市に比べますと、今回、多分半額ぐらいにオープンシステムでもなっておるかと思います。

それから全国での実施の状況でございますが、まず全国47都道府県がeLTAXというもので、これは年金特徴ではございませんが、法人都道府県民税であるとか、法人事業税であるとかいうものをまず先駆けてやっております。それから15の政令指定都市でも始めております。それからその他、政令都市以外の市町村におきましては、ことしの1月から秋田県の秋田市とそれから和歌山県の田辺市、それに神奈川県の相模原市、それと9月から埼玉県の三芳町が稼働しておる状況にございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 補正後の基金の状況 でございますけれども、今回の8,700万円を加えまして、財政調整基金が13億2,596万円、それから減債基金が10億8,993万円、

公共施設整備基金が14億8,848万円、主要基金あわせまして39億438万円となります。

今後の見込みということでございますけれども、中期財政見通しでは49億3,100万円といたしております。毎年執行段階で不用額が4%程度、金額にして13億円程度出てまいります。現下の世界同時不況の経済状況等から、今回予算では法人市民税は32億2,000万ほど上げておりますけれども、2億円ほど

の減収を見込んでおります。その他景気の下振れの状況をかんがみまして、不用額としては10億円程度になるであろうと見積もりまして、中期財政見通し平成20年度は49億3,100万円といたしたものでございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 保育所現場のご質問に 対してご答弁を申し上げます。

保育士の採用でございますけども、平成16年4月1日の民営化の方針に伴いまして、平成14年から平成18年につきましては、保育士の採用はなかったと記憶しております。しかしながら、ここ2年におきましては、平成19年4月1日には正規職員3名、ことし平成20年4月1日につきましては7名の採用をいたしました。本年は試験の最中でございますが、1名を募集している状況にございます。

近隣各市の状況は、今現在把握しておりませんので申しわけございません。

それと、保育所の全体の正規職員並びに臨時・非常勤職員の数ということでございますが、保育士と調理員をあわせますと、正規職員が、ちょっと今正確な資料がないんですけども、65名だったと思います。臨時職員が34名、非常勤が27名と、計126名の職員が在してると認識いたしております。

非常勤職員におきましては大半が朝夕の、保育所は朝の7時から晩の7時、園によっては晩の8時まで運営しておりますので、朝と晩の短時間の保育をお願いしている職員さんがほとんどでございます。

昼間の非常勤職員というのは1名だけ でございまして、それ以外の職員におき ましては、34名臨時職員で対応をいた しております。 基本的に臨時職員におきましては、障害児の加配であったり、休暇代替の職員であったりということをメーンに配置をしておるというような状況でございます。 以上でございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口博委員 財政調整基金の答弁の中で、その差額の説明で、法人市民税が約2億円減収だということで理由づけされたわけですが、その辺の経済的な背景といるいるな社会的な問題ありますけども、この摂津のいわゆる法人市民税含めた財政構造上、そういう根拠がね、なるの摂津しますけども、ちょっとそれの摂津市的なそういう状況の中で、そういう試育に至ったということで、その辺の流れを少しご説明を、ちょっとあわせていただきたいなと思います。

住民税のことは、大体わかったんですが、詳しいことはまた後からお尋ねしますが、わからん部分もありますので。

職員の問題であります。お尋ねしたい のは、いろいろ年度末近づきますといろ いろな動きがですね、出てきますので、 特に正規・非正規の問題も根本的な別問 題あるわけですけども、昨年のそういう 状況を経験されて、若干心配もしてます。 個人的には孫がお世話になってるわけで すけども、お話もね、ちょっと聞いてお りますので、きちっとした対応をね、ぜ ひお願いしたいのと、基本的な問題で、 また別の場で論議はしますけども、この 官製ワーキングプア問題が、いわゆる社 会的な問題の一つとしてクローズアップ されてますので、先ほどもお話があった ようにこのいわゆる市内で職場環境問題 についてイニシアチブを発揮すべきそう いう公的な職場でですね、この不安定雇 用者をださないという役割、大きくある

わけで、そういう点からしてきちっとですね、改善すべきは改善していただきたいということでお願いして、質問を終わります。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 摂津市的な影響ということでございますけれども、本市の税収構造につきましては、固定資産税と法人市民税の割合が高いというようなことになっております。景気後退いたしますと影響を受けやすいという状況であろうかと思いますが、今回中期財政に見込みました税につきましては、税担当課より8月にお出しいただいた資料に基づきまして第定いたしておりまして、税担当課におきまして今後の見通しを立てていただいた数字であると考えております。

以上でございます。

- 〇山本善信委員長 次、三宅委員。
- ○三宅秀明委員 そうしたら一つだけ。

オープンシステムの話はいろいろあったんですが、近隣他市と比べて随分と額がおさまってるようで、オープンシステム云々の話を推進したものとしては一安心してるところなんですが、その上のりに地方税の電子化協議会の負担金というない。これがあるんですけれども、のかなという協議会に入ってるというがあえるのかなという印象があるんですけれども、これが急激な増加をしたり、そういう可能性があるのからあるんですけれども、これが急激な増加をしたり、そういう可能性があるのかわせて、一つだけお伺いしておきます。

- ○山本善信委員長 寺本参事。
- ○寺本総務部参事 補正予算書の13ページのところでございますが、地方税電子 化協議会の負担金のご質問でございます

が、この負担金につきましては、年金特別徴収などの電子申告に対応できるシステムを改修させていただくに当たりまして、社会保険庁などとのデータのやりとりについて、国が指定しております、地方税電子化協議会の

eLTAXを通じて行うわけでございますが、このeLTAXと申しますのは、国税のe-Taxに相当するものでございまして、地方税電子化協議会は、地方税にかかる電子化の推進とeLTAXの開発及び安定的な運用を目的としまして、平成15年8月に任意団体として設立されたものでございます。

またeLTAXにつきましては、地方 税ポータルシステムと申しまして、地方 税における手続をインターネットを利用 して電子的に行うシステムでございます。 年金の特別徴収などを行う場合には、こ の地方税電子化協議会の会員になる必要 がございます。これに伴います会費と分 担金でございます。

会費の動向ということでございますけれども、この負担金の部分の9万円でございますが、これにつきましては人口割でおおよそ人口1人当たり1円ということになっております。分担金の方につきましては、これは地方税電子化協議会の方から、これも人口割で各市の割当となっております。

今後の動向につきましては、今回この会費の部分と分担金の部分でお願いさせていただいておりますけども、これ以外にまた負担金がさらに運用の部分で生じてくるわけなんですけど、今回は平成20年度に地方税の電子化協議会の会員になりますと、平成20年度と平成21年度については免除となっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 将来その分がふえる

可能性があるということですね。

- ○寺本総務部参事 はい。
- ○山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 ご答弁ありがとうござ いました。

これまでの予算・決算の話の中でも、 やはりこういう会費とかが意外と負担に なってくる、結果としてですけどもね、 もありますので、その点も勘案しながら 協議会等の場で発言していただければな と思います。よろしくお願いします。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。 以上で質疑を終わります。 暫時休憩します。

> (午前10時47分 休憩) (午後10時49分 再開)

○山本善信委員長 それでは再開いたします。

議案第60号及び議案第61号の審査 を行います。

本2件につきましては補足説明を省略 し、質疑に入ります。ございませんか。 三好委員。

○三好義治委員 それでは議案第60号で、もう単純なところで、まず公益法人から公益的法人に変わったということの中で、その幅を、ウイングを広げたということの解釈なんですが、今の現状での公益法人、摂津市内でどういったたぐいがあって、公益的法人になったらどういった部分がふえてくるのか、単純な質問でございますが、よろしくお願いいたします。

61号については、もう別枠で広げた ということの中で、私はもうこれで質問 はございません。第60号のみでござい ます。

- ○山本善信委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 今回公益法人の改正が ございました。それに伴いまして本条例

も改正するものでございますが、この条例にかかわります、人事課の条例にかかわります公益法人等への職員派遣に関する条例につきましては、社会福祉事業団であるとか、保健センター等々、本市外郭団体への派遣に関する条例でございます。社会福祉法人につきましてはそのまま余り変わりなく法人格はそのままであるうと思いますが、社団法人である団体におかれましては、法人の方でその法人改正の手続があろうかと思います。

今我々がこれから可能性としてある法人につきましては、そんなに大きく影響はないのであろうというふうに人事としては考えております。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 この条例での解釈とい うのは、今現在でも公益法人というのが あって、もう一方では公益的法人という のもあるという解釈を今私してるんです がね。その中で、従来までは公益法人へ の職員への派遣がなされておったと、も う一方ではそれの幅を広げて公益的法人 へも派遣が可能になりましたよという解 釈したわけですね。今の説明ですと、公 益法人という部分が、公益的法人に変わ りましたという解釈になるわけですね。 これはどっちの解釈でとったらいいのか。 この解釈によっては、それぞれ従来まで の公益法人であったところの条文、全部 整備していかなければならないのでね、 この分についてまずお聞かせいただけま すか。
- ○山本善信委員長 寺田公室長。
- ○寺田市長公室長 この条例改正でございますが、その前に国の方で大きな改革がございまして、これは公益法人制度の改革三法ということで、今までの公益法人はですね、半ば公益的でもないものを

公益法人というふうに認めてきたきらいがございまして、国の方においてですね、その整理をしようというこということで、一般社団法人と公益法人、その公益法人と今後見直す法人をですをね、明らかにするために、公益的法人とかですね、そのような文言を使っているというふうに我々は解釈をしておりまして、この条例の改正は、今申しました公益法人制度改革三法の流れによって改正をされるものということで考えております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 項目は1点やから、1 問1答みたいになることは許していただ きたいのですが、だから公益法人という、 従来までの呼び方いうのが、もう全部廃 止になったと、公益的法人に変わりまし たという幅になるわけですね。ただし今 のご答弁でいきますと、法の、三法の中 での解釈が、従来まで公益法人であった 部分と、公益的法人であった部分と、社 団法人であった部分が不明確やったから、 この際整理するんやという、今ご答弁やっ たですね。逆にこれをウイングを広げて る部分でいくならば、逆行してくるん違 いますか。これは法の整備によって条例 が改正されるいうのは重々承知しており ますが、今のご答弁やったら逆に逆行し てるなと思います。改めて、摂津市にお ける公益法人はどういったところ、何か 所があって、具体的に言ってください。 次に公益的法人になったら何か所ぐらい になってくるかという部分ね。僕は今の 答弁は、逆のところで受けたんですけど もね。公益法人が公益的法人に変わるん やったら、その部分でいけば逆にウイン グが広がってきて、緩やかなとこになっ てくるやろと、その後に今度、今のやつ が整理できたならば、今度派遣するとこ ろについてご質問させていただきますけ どもね。まずそこを整理していただけますか。

○山本善信委員長 公室長。

○寺田市長公室長 私が答弁しましたの は、実は南千里丘まちづくりにおきまし て、大学連携等をですね、民間の方が公 益法人を手続しようという、手続を今さ れておりまして、その中でこの法律の改 正でですね、これまで以上にこれは大阪 府と事前協議をするんですが、これまで 以上に公益ということについては厳しい 枠組みをはめられまして、なかなか従来 のような公益法人の認め方ではなしに、 チェック等が非常に厳しい内容でされて おりまして、私自身としては公益法人、 従来のですね、それについては極めて広 がるというよりも狭めると、それ以外は もう一般社団法人とかそういうふうに政 府の方が変えていくと、これは公益法人 ですと、何かと言いますと税制優遇がご ざいまして、そのことについて国の方が 極めてチェック等をですね、強めていこ うということで改正をされたもので、私 の方は、その南千里丘の事務等でですね、 これは公益というのは非常に狭まったと いうふうに考えているわけであります。 以上でございます。

○山本善信委員長 あと、具体的な。山本課長。

〇山本人事課長 今回の改正におきまして、派遣可能な法人につきましては変更しておらない関係上、現在摂津市から派遣できる団体といたしましては、摂津市施設管理公社、摂津市保健センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会、社会福祉事業団、大阪府市町村振興協会、大阪府市長会並びに摂津都市開発株式会社という関係になっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 公益法人と公益的法人 となってきたら、公益法人となれば特定 の限られた条文の中でそれが定められて くると思うんですよね。公益的法人となっ てきたら、幅が広がってくると思うんで すよね、文言の解釈として。この解釈で 先ほど公室長が言ってるのは、逆に狭ま るんだと言ってるんですね。これ全然、 僕らと食い違ってるんですよ。幅を広げ てくるのと違いますか。法規専門の方が おられるので、この解釈はどう解釈した らいいんですか。そこについてお聞かせ いただきたいなというふうに思います。 私は一般論と言って、公益というところ を特定でやってくる場合よりも、公益的 となった場合には幅が広がってると、今 の答弁やったら完全に食い違ってくるな と思います。

○山本善信委員長 この場で暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩) (午前11時24分 再開)

- ○山本善信委員長 それでは、再開いた します。寺田公室長。
- ○寺田市長公室長 申しわけございません。私の方から一度整理をしてご説明申 し上げます。

ご質問の趣旨が、公益法人が広がるかどうかということで、この公益法人に対する審査、厳しくなるので狭まるだろうという答弁をいたしましたが、公益的法人という「的」が何で入ったかということでございますけれども、これについては国の方がですね、公益的、公益法人を認める場合の窓口を広げるということで、さまざまな公益性があるものについては申請をしていただいて結構です、ただしかしその審査は非常に、今まで以上に厳しくなって、絞り込まれるということで、公益法人がですね、ふえるというような

傾向にはならないだろうという答弁をさせていただきました。公益的というのは、その窓口が広がるということで、結果は別としましてですね、申請の窓口は広がるということで公益的という言葉が入ったということでございます。

なお、細かい本市のですね、適用については人事の方から答弁をさせていただきます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 申しわけございません。 民法34条に規定された法人が、一般社 団法人または一般財団法人になるような 改正と、公益法人におきましては公益社 団法人または公益財団法人という名称に 変わる改正が今回の公益法人の法改正に 伴う制度でございます。

本市の場合、先ほど申しました財団法人が幾つかあろうかとございます。この財団法人さんにおかれまして、どの分を選択されるかというのはその法人さんの趣旨だというぐあいには伺っております。どの法人を選択されるかによりましても、本市におきましては先ほど申しました財団等におきまして、法律的に派遣は可能でございますので、同様なところに場合によっては派遣をしていくという条例は、派遣先としてこのまま残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本善信委員長 よろしいですか。 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午前11時27分 休憩) (午前11時28分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。議案第58号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略 し、質疑に入ります。ございませんか。 三好委員。

○三好義治委員 数点について、まず1 回目聞きたいんですが、まずこの摂津市 土地開発公社定款の変更についての提案 理由の部分の中で、平成20年12月1 日に施行されることにより、というくだ りがあるんですが、その全部については その法律の改正によって12月1日に施 行されると。いろいろな条例並びに定款 は法律に基づいて今日まで変えてきた経 緯はあるんですが、これまではある程度 の法の中身を知った上での定款の変更並 びに条例の変更があったというふうに、 私は承知してるところでございますが、 今回の部分についてはその中身について 一切わからないわけですね。その中で、 今回こういうことが提案されてきたとい うことについていかがなものかなという ふうに感じているところでございます。 まずこの点についてお聞かせいただきた いというふうに思います。

それから土地開発公社定款の第7条第4号中、「民法第59条」を削り、「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改めるということの中で、前段の部分とあわせて民法第59条、監事の職務を決めているということになっておりますが、今回の第16条第8項と、どの部分が、まず民法第59条のご説明と、法律第16条第8項のご説明をお願いしたいなと、この点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 土地開発公社の定款 につきましては、変更を行う場合につい ては議会の議決をいただき、それを添え て大阪府の方に提出するということになっ ておりまして、今回大阪府等からの連絡 等も踏まえまして、12月1日に公拡法の改正にかかわる施行期日が指定されておりますことから、大阪府知事の認可の所要手続を勘案いたしまして、今回の議会でのご提案をさせていただいたというところでございます。

先に事務的な流れ申しますと、今回の 議決をいただきまして、それを議決書と ともに、当然理事会の議事録等もでございますけども、あわせまして、旧定款・ 新定款を全文そろえまして府に出し、府といたしましては、各、本市のみならず全公社の定款変更を一括して大阪府知事が認可を行う。これは認可を行うのについては12月1日付で認可を行うという予定をしているというふうにご通知をいただいております。

あと一つは、法律の中身がおわかりに、 よくわかっていないというお話かと思う のですけども、通常こういう、国ないし の大きい法律の改正等に付随しまして、 条例、これも定款もそうなんですけど、 改正の場合については、それを受けまし て適切な時期に議会に対してご提案をし 提案説明をしご理解をいただくという流 れなのかなと思っております。この法律 は確かに平成18年6月に、もとの法律 でございますけども、ちょっと長いんで すけども、一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律及び公益社団法人及び公 益財団法人の認定等に関する法律の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律と いうことになっておりまして、平成18 年6月2日に公布されております。本年 の12月1日から施行ということでござ いますので、その間でご提案をしたとい うことでございます。

次に民法と今回の改正のことでございますが、法文自体のことを説明ということで、今お聞きいただきましたので、ちょっ

とくどいかもしれませんけどもお話をさせていただきます。今回、今まで土地開発公社が適用されてました民法第59条と申しますのは、監事の職務について規定しております。

「監事の職務は、次のとおりとする。

- 1. 法人の財産の状況を監査すること。
- 2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 3. 財産の状況又は業務の執行について、 法令、定款若しくは寄附行為に違反し、 又は著しく不当な事項があると認めると きは、総会又は主務官庁に報告をするこ と。
- 4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。」ということに規定されておりました。今回この適用が、今回の先ほど申しました関係法律の整備等に関する法律により、土地開発公社の監事の職務を公拡法第16条第8項とすることになりまして、この第8項についても、同じく監事の職務を規定しておりますが、この場合においては土地開発公社の監事の職務というふうに限定をされた上で規定をされております。3号からなっておりまして、
- 「1. 土地開発公社の財産の状況を監査すること。
- 2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 3. 財産の状況又は業務の執行について、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく 不当な事項があると認めるときは、土地 開発公社の業務を監督する主務大臣又は 都道府県知事に報告をすること。」 ということになり、公拡法の中に監事の 職務について土地開発公社に限定した条 文を追加されたことによるものでござい ます。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 先ほどから公益法人等 への職員の派遣等に関する条例の一部改 正と、それから今回の土地開発公社定款 の変更に関する議決を求める件、これは 公益法人改革に伴います改正でございま す。ちょっと整理してお話をさせていた だきますと、民法34条に今まで社団法 人、財団法人が規定されておりました。 これが明治29年の民法制定以来、大改 革を今回行われることになりました。こ の先ほど公室長の方からご答弁いたしま した、公益法人制度改革三法というのが あります。これは一つは、一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律、それか ら公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律、それから関連します他 の法律の整備に関する法律、この3つが いわゆる公益法人制度改革三法と言われ るものでございます。これで、今まで民 法の方に規定をされてました法人の、先 ほど今回提案をさせていただく、監事の 役割、これは民法に規定されておるんで すが、民法の38条から第84条まで、 これすべて削除されております。今まで は公社の分の監事の役割は民法の59条 の監事の役割、これを引用して、それぞ れ根拠づけて、それぞれ定款を定めてお りましたけれども、これが民法の条文削 除ということで、先ほど次長が言いまし たように、公拡法に基づく16条第8項 のところに監事の役割が新たに制定をさ れました。それをもって今回定款の変更 ということで、公有地拡大法のこの法律 の条文を引用して監事の役割をそれぞれ 明確にしたということでございます。

- ○山本善信委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 2回目の質問をしてい きますけども、まず土地開発公社の定款 での第7条第4項は、監事は民法第9条

の職務を行うという条文になっておりま す。この中で、今議案書を見ますと、第 7条第4号中、民法第59条を削り、公 有地の拡大の推進に関する法律の第16 条第8項に改める。まず条文の関係にお いてでも、法改正があり条例改正がある ならば、ここの文言については、第7条 第4号中、民法第59条を公有地の拡大、 というつづりが、本来これまでの改正文 ではなかったのかなというふうに思って おります。この点についてお聞かせいた だきたいと思います。この民法第59条 を削りというのは、今総務部長から話あ りましたように、今回の改正で民法第3 8条からいろいろありますけど、84条 の3項まで削ってるのが今回大きな改正 になっておりますが、このいわば条文の 関係での文言についてお聞かせいただき たい。

それから民法第59条から今回の法律 第16条第8項に変わった部分の中で、 特にですね、従来の民法第59条では、 第4号に「前号の報告をするため必要が あるときは、総会を招集すること。」と いうことが明記されておりまして、定款 を見ますと、この総会という文言が出て くるのが第7条第4項の「監事は、民法 第59条の職務を行う。」ところのみで ありまして、そのほかは理事であります。 その中でいきますと、今回これを削除す ることによって、総会の招集権が全くな くなってきてるという解釈にとられます。 この第59条を削除をして、第16条第 8項を仮に入れかえたとしてでも、本来 摂津市土地開発公社の定款の中に、総会 の招集権という部分を入れておかないと、 この土地開発公社におきましては、総会 が開催されないということにつながって くると思います。この点についてお聞か せいただきたいと思います。

それと、この法律の公布につきまして は、平成18年6月2日に公布されてお りまして、この間、施行するまでは2年 6か月の猶予期間があるわけで、この1 2月1日に施行するまでに、先ほど話が ありましたように、大阪府への届け出を 含めて手続を踏んでいかなければならな い、定款の変更やから議会の承認が要る ということの中でこの時期になったんで すが、これまでも土地開発公社の定款の 変更については、郵政民営化に伴う金融 機関等の変更も昨年12月にもなされま した。この間、この期間がある中で、な ぜこの時期にやられてきてるのかと。あ わせての定款の変更ならばその時期でも よかったのではないかなというふうに思っ ております。この2年半の期間があった ことについてでも、今回の出し方につい てはいかがなものかなというふうに思っ ております。この点について、改めてお 聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 1点目の文言の条文 中の第59条を削りという件でございま すが、これが通常の本市の条例提案の形 と若干異なっております。その点もご指 摘かとは思うんですけども、これは従前、 土地開発公社の理事会におきましてかけ ますかけ方、これ自体が文言が間違って るというわけではないんですけれども、 体裁が違いますので、理事会にかける場 合はこの形でずっときておりました。こ れをもってそのまま議会の議決を求める ところに掲載をしたという経緯でござい ますが、ただご指摘のとおり、やはり一 般の条例とこの改正の文言の形態が違う ということは余り好ましいことではない のかなと思いますので、以降注意をいた しまして、市の条例改正等の担当課にも 確認をした上で、今後のそういう定款変

更についての体裁については整えてまいりたいと考えますので、どうぞご了承いただければなと思っております。

それから民法第59条の件でございま す。第4項に「前号の報告をするため必 要があるときは、総会を招集すること。」 とございます。これは、広く法人に関す る監事の職務をされる方に対しての文言 になっております。これをあてはめてお りますが、現状としまして摂津市土地開 発公社の定款等に総会の規定はございま せん。よって総会の招集をすることとい う部分について、従前の土地開発公社の 監事が招集することは、総会自体がござ いませんので、ないものと考えておりま す。これにかわるものとしまして、民法 の第3項に、「著しく不当な事項がある と認めるときは、総会又は主務官庁に報 告をすること。」という規定がございま す。これをもちまして、監事が不正があ る等のことがあった場合については、主 務官庁に対して監事が報告をしなさいと いうことをもって、一定の監査の権限を 担保してるものではないかなと考えてお ります。

それから平成18年6月に公布されたものが、2年半もたって出してくるのはいかがなものかという、昨年も郵便貯金の預金の名称等が変わりましたので、いた経緯では、大変更について議会に議決をお願いたといるとが足並みをそろえていますが、とが足がないのかどうかわれいのかども、するということをするというできませんけども、するということでする条例改正等、定款の変更等に対する条例改正等、定款の変更等についての時期的な指導等に基づいたというには議決をこの時期にお願いしたということでございますが、こういう今回は議決をこの時期におのものでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございますが、こういうでございたという。

して、なかなか我々も理解し切る、説明 し切ることができず、また各議員さんに 対して必要な、これまでが必要なのかど うかちょっとわかりませんけども、必要 な事項については今後とも情報としては 提供できるように努力はしたいと思いま すが、今回の改正の分については、そう いう府等と他の公社等との時期的な関連 また大阪府知事の認可ということがござ いますので、ご理解をいただければ非常 にうれしいと思います。

以上でございます。

〇山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 原課からこの議案書の 文言については誤りがあったということ を聞くのは、こういった委員会が初めて でございます。それも条文の中で。そ來 護案として上げてくるときに、条文が従 来の手法でない部分を出してくるいうの は、これいかがなものかなと。役所にい それぞれの所管があって、専門の方がい てると思います。私ども思っておったの は、こういった条例を上げてくる場合に は、法制文書課なり、そこと十分に精査 をした中で上がってきてるということの 中で、今我々審査してるわけですね。

「第59条を削り」を、別にどっちでもいいという感覚での条文整備いうのはいかがなものかなと。今回は第7条第4号中の、「民法第59条を削り」のこの第59条だけでありますけどもね、今後訂正しますいうことは、議案第58号を改めて出すんですか。改めて聞きたいと思います。

それと、摂津市土地開発公社の定款の中で、その民法の第59条の中で総会を招集することが、招集することとなっておる、これまでの従来の民法を無視しながら定款がつくられてきたという、最高

決議機関はこれ理事会なんですかね。総会と理事会の位置づけは、この民法の中ではどういうふうな解釈をされておったのか。この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

〇山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 ご指摘の、まず1点 目の、議案の文言の形式でございますが、 私どもは議案を間違ったというふうに理 解しているつもりはございません。語弊 があればちょっと申し上げますけども。 ただ、土地開発公社の定款について従前 よりの慣例がございますので、これに基 づいて行いました。ただ、これについて 議案を再提出とかそういうつもりいうこ とで先ほど申し上げたわけではございま せんが、ただ、文言の体裁を整えるといっ たときに、我々として過去のやり方と今 後できればそういうふうな文書担当者と のもう一度考え方を統一いたしまして、 こういう形での市の条例適用との形での 提案をさせていただきたいなというふう に考えております。

それから先ほどの、理事会、民法における総会、理事会の考え方でございますけども、決して民法を無視したということではなしに、土地開発公社自体が理事会をもって議決をしていく、決定をしていくという機関になっております。ただ、この定款についても、一定の設置のひな形の中で当初しておると思います。ただ、大変申しわけないんですけども、民法上の総会と理事会の関係については、大変不勉強で、私この場ですぐ答弁をできるだけの知識持ち合わせておりませんので、公社についてはそういう形で理事会での決定が議決と、その機関の意思決定となるというふうに考えております。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 条文改正の部分の表現 の仕方ということで、補足させていただ きたいと思います。

ご指摘のように、それぞれ今までのパ ターンと若干異なっております。何々を 何々に改めるいうのが従来の表現の仕方 でございましたが、今回「削り」という ことに入っております。我々といたしま しては、まず文章、条例改正するときに、 まずわかりやすく、それから簡潔に、こ れが一つは一番大事なことかなというふ うに思ってます。ご指摘のように、もう 一つそれと過去のいわゆる条文改正の分 のパターンは同一にする方が当然望まし いというふうには思っておりまして、ご 指摘の分を含めまして、今後条文改正あ りましたらパターンは同じようなパター ンで改めて訂正をさせていただきたいと いうふうに思っております。

今回、この提案の変更の分については、 先ほどの次長が言いましたように、それ ぞれ土地開発公社の理事会でこういう文 言で既に可決をされておりますので、こ れを生かした形で一応上げさせていただ いておりますが、今後につきましては同 じパターンで集約をしていきたいという ふうに思っております。

- ○山本善信委員長 三好委員。
- ○三好義治委員 意見だけにもうとどめ ておきます。

今それぞれいみじくも言っていただきましたが、僕は言ってるのは、やっぱり横の連携は十分とってやりましょういうやつが一つであって、この条文だけ見ますとね「第59条を削り」となれば、次にまだ第7条4号中に改めて「公有地の」というようなつづりが必要になってくるんですね。解釈としてですよ。「○○を○○に変える」となれば、そのまますっきりといけますけども、そういったとこ

ろもやっぱり注意して見ないと、議案提出のときね、これだけは今後このような ことのないようにお願いしておきます。

それから、民法の第59条の中での第 4項が今回抜けたというのも、これも剰 余法令でそういうふうに指示はされてき たんですが、ただ今後の土地開発公社の 運営の中で、本当にこれの部分がどうあ るべきかということは、さらに検討して もらったらいかがかなと。というのは、 理事会というのは、他のところからいう のはそんなに認められない分があるんで すね。この定款の中にその理事会いうの が最高議決機関であるとか云々というこ とがね、明記されてない部分があるから ね、だからそういった部分は明記をしな がら、今後運営に携わっていただいたら いかがかなと。定款いうよりも重要規定 みたいな形でね、そういったことを要望 しながら質問を終わります。

○山本善信委員長 総会について、監事 の招集権の問題についてはよろしいです か。

- ○三好義治委員 もうさっき言っておったから。
- ○山本善信委員長 よろしいですか。 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 〇山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩) (午後 1時 1分 再開)

○山本善信委員長 それでは再開いたします。

議案第62号の審査を行います。 補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、摂津市税条 例の一部を改正する条例制定の件につき

まして、補足説明をさせていただきます。

平成20年度の税制改正では、本会議でもご説明させていただきましたが、寄附金税制の見直しと、公的年金からの特別徴収制度の導入が主なものとなっております。

まず寄附金税制の見直しでございます が、具体的には、平成19年11月20 日に取りまとめられた政府税制調査会答 申において、個人住民税における寄附金 税制のあり方について検討することが必 要であるとの指摘がされ、同答申ではあ わせて地域社会の会費としての個人住民 税の性格や、地方分権の観点も踏まえ、 寄附金税制の仕組みは基本的には条例な どにより地方公共団体によって独自に構 築されるべきである。現行10万円の適 用下限額については、大幅に引き下げる ことが適当であることも指摘されており ます。また、都会に転出したものが成長 する際に地方公共団体が負担した教育や 福祉のコストに対する還元の仕組みをつ くることができないかという、地方公共 団体の首長の意見や、自分が生まれ育っ たふるさとに対し、貢献または応援をし たいという納税者の意見などを踏まえ、 いわゆるふるさと納税の導入について、 総務大臣のもと開催された研究会におい て検討が行われ、現行の地方団体に対す る寄附金税制を拡充する方向で検討する べきとの結論が出されたことから、個人 住民税における寄附金税制全体の抜本的 見直しとともに、地方公共団体に対する 寄附金税制の大幅な拡充が行われたもの でございます。

個人住民税における寄附金税制については、平成元年度税制改正において、社会福祉法に規定する共同募金会に対して、10万円を超える寄附金をした場合に、その超える部分について平成2年度の個

人住民税から寄附金控除を適用することとされ、その後平成4年度税制改正においては、日本赤十字社に対する寄附金に係る寄附金控除制度が創設され、平成4年度の個人住民税から適用され、また平成5年度税制改正において、都道府県・市町村等に対する寄附金が追加され、平成6年度の住民税から適用されることになり、地方税法の規定に基づく適用をされていたものでございます。

今回の改正では、控除方式を所得控除 方式から税額控除方式に、適用下限額を 10万円から5,000円に見直しされ たことなどにより、大幅に拡充されまし た。

次に公的年金からの特別徴収制度につきましては、与党税制改正大綱において、 平成17年度以降導入について検討事項 として掲げられてきており、平成20年 度大綱において具体的な案として盛り込まれたものであります。

制度の施行は平成21年度からとし、 特別徴収については同年10月の支給分 から実施するものでございます。

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度については、従来、個人住民税を市町村の窓口や金融機関に出向くなどして納付していたものを、あらかじめ特別徴収により年金から自動的に納付がされることで、年金受給者の納税の手間が省かれて、利便性が向上することが期待されます。あわせて市町村においても、事務の効率化を図ることができ、ひいては徴収体制の強化に資するものであります。

次に、寄附金税制の見直しに伴うふる さと納税制度と、年金からの特別徴収制 度の詳細につきましては、寺本参事から 説明いたしますのでよろしくお願いいた します。 ○山本善信委員長 寺本総務部参事。

○ 寺本総務部参事 それでは資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まずふるさと納税制度の概要でござい ますが、上の図の仕組みのところからご 説明させていただきます。

納税者が地方自治体に寄附をした場合に対象となるもので、このとき寄附金控除の対象となる地方自治体は、出生地や過去の居住地などに限定せず、すべての都道府県または市区町村に寄附をした場合に寄附金控除の対象となるものでございます。

①で納税者が地方自治体へ寄附をした場合、寄附を受けた地方自治体から納税者へ②の受領証明書が発行されます。所得税と住民税の両方の控除を受けるには、③のところですが、受領証明書をするとは、可ところでですが、確定申告をすることにかます。確定申告をすることにからます。確定申告をすることにかりますが、住民税につきますが、住民税につきますが、住民税につきますが、存民税とは、所得税と住民税をあてば税額から控除されることになります。下の枠のところでございますが、控除されることになります。下の枠のところでございますが、控除されることになります。

所得税につきましては所得控除方式ですので、寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額を所得から控除をします。したがいまして、実際に税額として控除されるのはおおよそ寄附金額から適用下限額の5,000円を引いた額に、寄附者に適用される所得税の税率を乗じた額となります。

住民税につきましては①で寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額に住民税率10%を乗じた額について税額控除を適用した上で、さらに②で特例控

除としまして、寄附金額から適用下限額 5,000円を控除した額に90%から 寄附者に適用される所得税の限界税率を 控除した率を乗じた額が控除されること になります。

ここで、②の額につきましては、個人住民税所得割の額のおおよそ10%が上限となります。そのため、住民税の所得割額のおおよそ10%の額を超えて寄附された場合には、寄附金額から適用下限額5,000円を引いた全額を税額から控除できない場合もございます。

また、所得税・住民税ともに寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額の上限は、総所得金額等の30%となります。

次に2枚目をご参照願います。

モデルケースでございますが、年収700万円、夫婦と子供2人世帯の人が市に4万円を寄附した場合の寄附金控除の例でございます。上の表は平成20年分所得税と、平成21年度住民税を計算したものでございます。

下の図のところでございますが、所得税の寄附金控除は寄附金額4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円に、このケースの場合は所得税率10%となっておりますので、これを乗じまして3,500円が控除されることになります。確定申告をしていただくことによりまして、平成20年分所得税から3,500円が還付されることになります。

住民税につきましては、①で寄附金額 4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円に住民税率10% を乗じた3,500円と、さらに②のと ころでございますが、特例控除としまして、寄附金額4万円から適用下限額5, 000円を引いた3万5,000円に9 0%から所得税の限界税率、このケースでは10%となっておりますので、それを控除した率80%を乗じた額になります。すなわち2万8, 000円になります。①と②の合計3万1, 500円が平成21年度の住民税から控除されることになります。

このケースの場合は所得税3,500 円と住民税3万1,500円とあわせまして3万5,000円となります。4万 円から適用下限額5,000円を引いた 残り、3万5,000円全額が所得税と 住民税から控除されることになります。

次に年金からの特別徴収制度の概要を ご説明させていただきます。

公的年金受給者の納税の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、 平成20年度税制改正に伴いまして、来年10月から年金の特別徴収が実施されるものでございます。

対象者につきましては、個人住民税の 納税義務者のうち、前年中に公的年金な どを受給していて、平成21年度以降の 4月1日において老齢等年金を受給して いる65歳以上の人が対象となります。 ただし、当該年度の初日の属する年の1 月1日以後、引き続き当該市町村の区域 内に住所を有しない人や、当該年度分の 老齢等年金給付の年額が18万円未満で ある人、また当該市町村の行う介護保険 の特別徴収対象被保険者でない人、当該 年度の特別徴収税額が、老齢等年給付の 年額を超える人などは、特別徴収の対象 外となります。

対象税額につきましては、公的年金などの所得に対する所得割額及び均等割額となります。ただし、給与所得などに係る税額が発生する場合は、別途徴収させていただくことになります。

対象となる年金でございますが、国民

年金法に基づく老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする年金となっております。なお、対象となる年金が2以上ある場合には、そのうち1つの年金が特別徴収の対象となります。

下の枠の中でございます。徴収の方法でございますが、特別徴収の開始は平成21年10月支給分からとなります。来年は特別徴収を開始する年度となりますので、上の図で、上半期は年税額の4分の1ずつの額を6月と8月に1期分、2期分として普通徴収で従来どおり納付書で納付いただくことになります。下半期につきましては、年税額の6分の1ずつの額を10月、12月、2月に徴収させていただくことになります。

下の図は前年度に引き続いて特別徴収をする場合で、上半期については、前年度下半期に徴収した額の3分の1ずつを4月、6月、8月に仮徴収します。この仮徴収の額は通常は前年度下半期と同額となっております。下半期につきましては、年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを10月、12月、2月に本徴収させていただきます。

次に、具体的にモデルケースでご説明させていただきます。上の表でございますが、このケースは65歳以上のご夫婦のみで、公的年金所得のみの場合で、平成20年分、平成21年分で所得の変動がないものとした場合でございます。公的年金収入金額250万円の例で、住民税額は5万500円となっております。

下の図のところでございますが、特別 徴収開始年度平成21年度ですが、開始 初年度でございます。上半期につきまし ては、年税額5万500円の4分の1ず つ、端数は6月の1期分に算入しますの で、1期分として1万3,300円と、 8月2期分としまして1万2,000円 を普通徴収で納付書により納付いただきます。下半期につきましては、年税額5万500円の6分の1ずつ、10月8,400円、12月8,400円、2月8,400円を特別徴収します。

平成22年度以降につきましては、上半期でございますが、通常は前年度の下半期と同額になりますので、平成21年度下半期10月、12月、2月のそれぞれ8,400円ずつを、平成22年度上半期の4月、6月、8月に仮徴収で徴収させていただきます。下半期につきましては、年税額5万500円から仮徴収した額、2万5,200円を控除した額の2万5,300円の3分の1ずつの額を平成22年度下半期の10月は端数が含まれますので、8,500円、12月は8,400円、2月も8,400円を本徴収させていただくことになります。

以上雑駁ではございますが、ふるさと 納税制度と年金からの特別徴収制度につ いての概略説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。

〇山本善信委員長 説明が終わり、質疑 に入ります。

野口委員。

○野口博委員 今回の市税条例改正の中心点は、今お話があった自治体に対する寄附金控除、ふるさと納税含めてが一つと、もう一つまたまた年金天引きということで、この2つが中心点であります。さっきあのパソコンでですね、年金天引き問題について国民の気持ちを代弁した川柳持ってきました。これを紹介して質問に入っていきたいと思うのですが。

「さすがだな、天引きだとは泣かせるぜ」と、こういう言葉でありました。この間、年金天引きの問題では、8年前の介護保険制度が導入されたときから、この日本で税金なり保険料についてのですね、天

引きが始まりました。取るものは取ってですね、払うものは払わないという、そういうことに対する国民的な怒りがこの間広がってきた性格の問題でもあります。

そこでまず、そういうことも前提にして幾つかお尋ねしますが、年金天引きの問題について、国会答弁見ますと、65歳以上の方の中で、2割強に当たる、全国的には655万人の方が対象だという話でありますけども、摂津では何人ほどにお考えなのかという、まず人数問題お答えいただきたいと思うんです。

まず年金問題はその対象人数をまず教 えてください。

それとですね、寄附金の問題でありま す。昨年の参議院議員選挙で選挙対策と してこのふるさと納税なるものが提唱を されながら、自治体に対する寄附金控除 拡大が今日なされたところであります。 小泉内閣が進めてきたこの規制緩和、構 造改革路線によってですね、地方が大変 疲弊してきたということで、地方間の格 差問題について焦点が当てられる中で、 さまざまないろいろな分野についての異 常事態を何とかしていこうということに もなりつつありますが、このふるさと納 税の問題で言えば、国の方がですね、三 位一体改革などによって地方に対する補 助金を少なくしていくと。一方でそれを どう穴埋めしていくのかというところで 一つは出てきた問題でもあります。この 間、ご承知のとおり三位一体改革で5兆 円の地方交付税が削減されました。夕張 の問題が社会的な問題になりましたけど も、本来であれば夕張の例で言いますと、 この地方交付税についてもですね、国が 本来地方自治体に対する財政措置をする ならば、38億円の金がですね、交付費 に回っていたという話も出ておりますけ ども、本来地方交付税は財政がしんどい

自治体に対する対策含めてですね、地方 間の財政調整機能のもとに、そうした国 の地方財政政策が進められてきました。 この間の三位一体改革によって、どんど ん、どんどん地方に対する国が出すべき お金が減らされてきたという、そういう 中でですね、こうした事態に立ちいって るわけでありますけども、改めてその根 本にはですね、やっぱり国がまともな地 方自治体に対する財政措置をしてないと いうことがね、根本問題にあるわけです。 そういう点ちょっと前提としてお尋ねし ますけども、この自治体に対する寄附金 をした場合のことでありますけど、例え ば私は長崎出身でありますけども、長崎 の方に5万円のですね、寄附をした場合、 長崎としてはいろいろな財政状況ありま すけども、一応基本的な問題としては、 すべて長崎市の税収増になります。少な いですけども。一方、今摂津に住んでお りますから、これまで摂津に税金払って ました。摂津市はどうなるのかという、 この関係がね、当然地方交付税算入の基 準財政収入額の関係で措置されると言い ますけども、その辺の具体的な問題につ いてどうなるのかという。結局ですね、 長崎にとってはいいかもわからないけど も、摂津市にとってはその分減るわけで すわな。そういうことからして、国がそ の財源措置をしないでその分を地方に任 せるという格好になってると思いますの で、その点含めてですね、ちょっと具体 的な問題についてお答えいただきたいと。

以上2点です。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 1点目のご質問でございます。年金受給者の対象者人数はというご質問でございますが、平成20年度の10月の直近のデータでございますが、公的年金受給者数は約1万7,00

0人でございます。このうち65歳以上の人につきましては、約1万3, 000人でございます。

それから平成20年度の課税状況からしますと、この65歳以上の方、約1万3,000人のうち、納税義務者は2,327人となっております。この数字は年金のみ、あくまでも年金のみの方で65歳以上の方となっておりますので、年金以外にもほかに所得のある方は把握するよっと今の状況では困難でございますので、申告出た段階でまた集計することになりますけども、65歳以上の人、約1万3,000人に対しましておおよそ20%の方が納税義務者になるであろうということで予測しております。

それから、2点目のご質問でございま すが、仮に寄附をほかの自治体へ、例え ば5万円したらどうなるのかというご質 問だったかと思うんですけども、仮にこ の5万円が住民税の所得割額の1割とし た場合でございますが、この5万円から 適用下限額5,000円を控除しまして、 4万5,000円が所得税と住民税から 控除されるわけでございますが、仮に摂 津市にお住まいの方が他の自治体へ5万 円されますと、摂津市の方からは4万5、 000円が、失礼しました。その4万5、 000円は所得税含まれておりますので、 ちょっと詳細計算はちょっと今できかね ますので、先ほどの、済みません、具体 例で申しますと、4万円の場合でします と、摂津市から3万1、500円の住民 税が減少する、減るということになりま す。この3万1,500円につきまして も、このうちの住民税率は、失礼しまし た、市民税が60%でございますので、 市民税としましては1万8,900円ほ ど摂津市から減少、減るということにな ります。他の寄附された自治体につきま しては5万円が収入になるということで ございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 先ほどご質問の中で、 地方間でのいわゆる税のやりとりという お話がございました。今回地方税法上で、 市税条例で改正させていただきますのは、 ふるさと納税とそれから公的年金の引き さりですが、都道府県税であります法人 事業税、これが地方法人特別税とそれか ら地方法人特別譲与税ということで、い わゆる大都会の例えば東京とかは、大阪 もそうだと、愛知もそうだと思うんです が、いわゆる法人税の税収が多いところ から法人税の少ないところの都道府県の 方に税源移譲がされております。これが 総額2. 6兆円ということで、これは消 費税1%に相当する金額を、大都会から 地方の府県のところに移行してると。こ れは税制の抜本改革がまだ先でございま すので、とりあえず税源移譲の一部とし てなされたわけでございます。今後、きょ うの新聞にも載っておりましたけども、 社会保障会議のところで数兆円のいわゆ る地方財源も当然出てまいります。そう したときにやはり消費税も含めた全体の 税制改革のつなぎとして、今回2.6兆 円やられたんですけども、そんな関係で 地方間の水平的移動いうんですか、財源 移動、こういうようなことも図られてお ります。

今後につきましては、国の動向はやは り十分見定めて、我々としてはどういう 声を上げていくのかいうこともやはり考 えていかなければならないというふうに 思っております。

以上です。

- ○山本善信委員長 野口委員。
- ○野口博委員 自治体としてはですね、

国民市民から見たら反対を唱える方が多 い制度であっても、条例で改正してです ね、仕事していくという関係はわかるん ですけども、最初申し上げた川柳のよう にですね、国民は怒ってます。そういう 性格の問題について自治体もせざるを得 ないということになってるわけでありま すが、年金の天引き問題についてですね、 実数が大体1万3,000人の20%前 後で、約2,600、最初は先ほど2, 327人とおっしゃいましたけども、二 千数百人ということだと思いますが、こ の間の年金の未納問題とかですね、いろ いろ大きな社会問題になりましたけども、 取るものは取ってですね、払うものは払 わないと。払ったけどもまともな計算も してないと。こういう問題についてです ね、国民の怒りが広がったわけでありま す。この間10月15日の国会の中で、 またしても小池参議院議員が、補正予算 に対する論議でこういうお尋ねを総務大 臣にしました。対象者は何人かと、なぜ こういうことにするのかということでお 尋ねしたら、徴収の手間を省くのが最大 の意味だと、対象者は65歳以上の2割 強に当たる655万になるという。結局 役所の手間だけの話ではないかというこ とで、小池さんは言葉を返しております けども。8年前に始まった天引き問題で ありますけども、この取るものは取ると いうこの問題に対してですね、国民的に 大きな怒りが広がっているわけでありま す。そういう中で、少なくともですね、 自治体としてこの法律、条例はあるかも わからないけども、より負担感を軽くす る意味でぜひ検討していただきたいのが、 先ほど説明の中で65歳以上の年金だけ が約2割で二千数百人だと。しかし実際 65歳以上の年金もらってる方の中でも 働いておられてですね、いろいろその他 の収入もあります。そういう方々がおられた場合ですね、どういう税金の納め方になるのかという問題があります。きのうもいろいろお聞かせ願いましたけれども、やっぱり少なくとも年金額とその他の収入の収入状況に応じてですね、税額ですね、自治体としてとるべき立場だと思いますけども、その沿与収入と年金の2つの収入を得た方がですね、今摂津としてどういう、普通徴収と特別徴収で考えてるのか、その辺の考え方も含めてですね、お示しをいただければと思います。

寄附金の問題であります。いろいろ国 的には選挙絡みもあって、財源問題につ いて消費税を含めて論議が盛んに言われ ておりますけれども、地方自治体からす ればですね、この間の地方財政改革の名 のもとにですね、どんどん、どんどん、 それまで国が出してたお金が減らされた わけですね。それに対して補てんがまだ なされてないということが一つあります。 そういう中で、先ほど申し上げましたよ うに、地方自治体間で裕福な自治体から しんどいところに水平的に移動させてい くということで、その分を賄っていくと いう、そういう中で出てきたこの寄附金 控除の拡大であります。実際仕事的には ね、さっき例を出しましたけれども、結 局長崎の方は丸々ですね、収入増になり ますけども、摂津からすればそうでなく なるわけですわね。当然その地方基準財 政収入額に75%が計算されて、その基 準財政収入と需要の関係で国の結果決まっ てきますけども、今摂津市は当然不交付 団体でありますから、丸々損になるんで すね。このことに示されますように、結 局先ほど申し上げた、地方間で財源調整 しなさいと、国はもう出しませんよとい う、そういう地方交付税のやり方から、

そこに臨時財政対策債というのが出たりですね、いろいろな形で国は、どんどん、 どんどん、みずからのお金を出さないで、 その分をどこで穴埋めするかというところの思想がですね、これにも入ってきてるわけですわね。そういう点で摂津市としてですね、法律決まってるから仕方がない分ありますけども、そういうこの持ってる本質問題についてですね、担当としてどういう受けとめをされているのか、この際一言お示しをいただきたいと。あとはもうくどくど言いません。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは1点目のご 質問でございます。どういう形で税金の 納め方になるのかということでございま すけれども、年金所得のみの方以外にも、 いろいろなケースの方がおられるわけで ございますけども、パターンごとに、種 類ごとにご説明をさせていただきます。

まず、公的年金所得のみがある場合の 方につきましては、先ほどご説明させていただきましたような形になるわけでご ざいますが、公的年金等の所得以外に給 与所得がある場合の方につきましては、 公的年金等の所得に係る所得割額につきましては、公的年金からの特別徴収となります。給与所得に係ります均等割及び所得割につきましては、給与からの特別 徴収ということになります。

それから、公的年金等の所得以外にその他の所得がある場合でございます。この方の場合は、給与所得と公的年金等の所得以外に、その他の所得と申しますのは、不動産所得とかそういういろいろな形での方がおられるのですけど、この場合のその他の所得に係ります税額につきましては、公的年金等の所得に係る特別徴収税額に加えて、公的年金からの特別徴収の方法によって徴収することができ

るとされておるところなんですけれども、 しかしながら現在年金保険者側のシステム開発上の理由によりまして、このできる規定につきましては、当面の間は実施 しないということで運用となっております。したがいまして、不動産所得等のその他の所得がある場合は、その他の所得 に係る税額は普通徴収により徴収しまして、公的年金等に係る税額は特別徴収により徴収させていただくことになります。

もう一つのケースでございますが、公 的年金所得以外に、給与所得とその他の 所得がある場合でございます。公的年金 の所得に係る所得割額につきましては、 公的年金からの特別徴収となり、給与所 得に係ります均等割額及び所得割額につ きましては給与からの特別徴収となります。また、その他の所得に係ります税額 につきましては、普通徴収または給与所 得と合算しての給与からの特別徴収により り徴収するという形で、現在このような 形になっております。

それから2点目のご質問でございます が、この制度改革によって、担当として どう考えているのかというご質問だった かと思いますけども、担当としましては、 従来は普通徴収で年4回で納付いただい ておったところでございますが、特別徴 収になりますと年6回となるわけでござ います。納税者の方からしましたら、銀 行とか郵便局の窓口にわざわざ足を運ん で、窓口で長いこと待っていただくこと とか、最近聞きますと銀行の窓口でも税 金払う場合に本人確認を提示を求めたり される場合が、これもケースに、その納 税の額とかにもよるとは聞いておるんで すけども、そういう場合もございます。 このことから、納税の手間が省けて利便 性が大いに向上すると思っておるところ でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○山本善信委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 まず今回、市税条例改正をさせていただきました。地方税につきましては地方税法が基本的な枠組み内容を定めております。その範囲の中でいわゆる市税条例を改正していくということになろうかと思います。

税体系でいきますと、地方税そのものは枠法と言われてまして、その枠からまみ出ることのできない、いわゆる市税条例の改正となります。これは地方自治法の第14条のところに「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」いわゆる法令に違反した条例は無効となるということになりまして、今回国の言われるとおりの市税条例の改正というふうになっております。

先ほど地方間のいわゆる水平的移動の 分で触れましたけれども、地方法人特別 税の創設、これは先ほどの長崎県の例を おっしゃっておられましたけれども、こ れをちなみに東京都と長崎県を見た場合、 いわゆる法人二税の住民1人当たりの税 格差いうのが、6.5倍というふうに言 われております。そういう意味では、きゅ うきゅうとしております長崎県の財源に、 東京都の財源とかあるいは愛知県の財源、 そういうことを水平間移動することもや むを得ないのかなというふうには思って おります。ただ、根本的にはやはり国、 都道府県、市町村それぞれ役割がござい ます。当然国からのいわゆる税源配分、 これもやはりしっかり考えてもらわない と、地方間だけの税源配分だけではやっ ぱりやっていけないというふうには思っ ております。先ほど触れましたように、 これから第2の地方分権が始まります。

来年の秋ぐらいになりますと、国の予定では地方分権一括法案が提案されるというふうに聞いております。それが提案されますと、当然仕事のみならず財源もやはり考えていただかなければならないというふうに思っております。今後、国の方の推移をやはり注目して見ていきたいというふうには思っております。

- ○山本善信委員長 野口委員。
- ○野口博委員 なかなか受けとめがです ね、若干ちょっと違うなと思ってますけ ども、それはそれとして、あれですが。

年金天引きの問題についてですね、先 ほど質問の中では、少なくとも年金の収 入と給与収入その他含めてですね、それ ぞれの収入に応じた税金の割合と言いま すか、そうするためにやっぱり努力をす べきだという話をちょっとしましたけど も、そういう努力はしていただけるかど うかですね、ちょっと一回ご答弁いただ きたいと。

もう1点は、今課長答弁なさったけど も、確かに便利だと受けとめる納税者も たくさんおられるかもわかりませんけど も、その動機は8年前の介護保険から導 入されて、その問題に対して取るものは 取るということで国民的な怒りが広がっ てるという、そういう性格ですから、だ からそういうふうに思う方当然おります けども、公式の中でそういう発言をね、 やっぱりやめるべきだということは言っ ておきたいと思います。

寄附金控除の問題であります。部長は やむを得ないということもあるだろうと いうこともおっしゃいながら、当然基本 的な問題についても述べられましたけれ ども、この間の三位一体の流れを見たり して、実際消費者の現場でそういう数字 をじかに見ておられますから、そういう 中身だと思いますけども、きちっとした、 それまで持っていた地方間の財政機能を 持っていた、その財政指標をなくし、ま た切り下げてですね、臨時財政対策債で も、本来地方交付税で地方に回すべきお 金を回せないから、その分を許可するか ら自治体の借金として予算で使ってくだ さいという形に変わるとか含めてですね、 いろいろな形で締めつけがこの間ずっと きてるわけで、その一連の流れの中で国 が出すべきものをちゃんとしないでです ね、それを賄う意味でのこういうやり方 ですからね。そういう点はきちっと押さ えていただきたいと思ってます。そうい う中で自治体として、住民にとって最も 身近な自治体でありますから、住民生活 100%直結してますからね、そこで守 るために財政面でもきちっと物申してい くという立場をぜひですね、貫いていた だきたいということを申し上げて質問を 終わります。

- ○山本善信委員長 寺本参事。
- ○寺本総務部参事 年金の収入に応じた 徴収方法をというご質問でございますが、 先ほどもご説明させていただきましたよ うに、給与の方は給与から、年金の方は 年金からの特別徴収いう形での制度改正 となっておりますので、ちょっと収入に 応じたというのはちょっと答えはちょっ と困ります。済みません。

収入に応じた徴収方法というのは、担当としては考えて、制度としてありませんし、考えておりません。よろしくお願いします。

- ○山本善信委員長 総務部長から何かあります。総務部長。
- ○奥村総務部長 それぞれやり方はあろうかと思うんですが、先ほど言いましたようにいわゆる法的な縛りの中での条例改正、それから具体的にはいわゆる総務省の方からの、当然指導もございます。

そういう指導の範囲の中でしか我々が動けないというのも現状でございます。そういうことで、自由にできる裁量余地があれば、もちろんいろいろ皆さん方とご相談しながら、一つは裁量の余地の中で判断をしていきたいと思うのですが、府あるいは国の方のそういう指導も当然ございますので、指導には従っていかなければならないというふうには考えております。

- ○山本善信委員長 野口委員。
- ○野口博委員 最初の質問は、例えば年金がね、200万、収入も200万とした場合ですね、収入はどっちも一緒ですわね。その税法上の控除はちょっと違いますけども。そういう場合見た場合に、年金から天引きする金額を、税金をもねる意味で質問してるわけで、そういう少なくする意味で質問してるわけで、そういっとも収入に応じてですね、比率しても、とも収入に応じてですね、比率しても、特別徴収で年金天引きする場合でも、割合が近づく努力はできないものかという質問であります。その件だけちょっと。○山本善信委員長 柳瀬参事。
- ○柳瀬市民税課参事 私の方から説明させていただきます。

年金とそれから給与とがある場合、給与は収入です。収入からいわゆる給与所得控除というのがありまして、所得をまず算出します。それから年金収入については、所得税法上雑所得扱いになりますので、公的年金収入から公的年金控除を引きまして、雑所得を算出します。給与所得と公的年金収入に対する雑所得と、所得同士を案分してですね、全体で税額を案分するということになります。それが原則なんですけども、ただ総務省の方ではですね、従来の給与所得とその他の所得と同じような取り扱いをしても

よろしいというふうになっておりまして、 その分については市町村の裁量によるというふうになっておりますので、摂津市の方ではどちらの方法をとるかについても現在のところ確定しておりません。できれば年金所得から引く額が少ないようにしたいというふうに考えております。 以上です。

- ○山本善信委員長 よろしいですか。 野口委員。
- ○野口博委員 要はその年金控除が12 0万とかですね、給与の場合には控除が 違いますから、それぞれ引かれた控除後 の所得としての金額に応じたですね、やっ ぱり税額の割合と言いますか、そういう 努力はぜひしていただきたいということ であります。

もう1点、ちょっと聞き忘れましたけども、多分法律上あかんと思いますけども、国民健康保険料だとか後期高齢者保険料みたいにですね、個人の選択制といいますかね、一部ありますけども、そういうものはこの地方税法上は選択の余地がないものかどうか、ちょっとそのご意見だけちょっと聞かせてください。

- ○山本善信委員長 柳瀬参事。
- ○柳瀬市民税課参事 すみません。個人が「年金からの特別徴収は嫌だ」という形で、個人の方からの選択権はありません。

以上です。

- ○山本善信委員長 ほかにありませんか。 村上委員。
- ○村上英明委員 先ほどこの特別徴収またふるさと納税等々の件で指摘が行われたと思いますし、また概略の説明があったと思いますけども、その中で特別徴収につきましてはですね、実施は来年の10月からだというふうになっております。そういう中で、1年前にですね、条例改

正する、時期的なものについての考えについてちょっとお聞きしたいと思います。

それと午前中ありました、この議案第50号のシステム改修等との関連もあるかもわからないですけども、この特別徴収、要は社保庁さんとのデータのやりとりがこれから行われてこようかと思います。そういうことも含めて、この年金のというか特別徴収に関してのこの業務の流れですね、市民への周知も再度含めてですね、1点お聞きしたいと思います。

それから、これもわかればなんですけども、この寄附金、摂津市以外から摂津市へ寄附ということもあろうかと思います。どうなるかわかりませんけども、それが今年ですね、もし既に行われた件数とかですね、金額とか、もしわかればですね、教えていただければと思います。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 杉本次長。
- ○杉本総務部次長 2点目の方から、ちょっと先お答えをさせていただきます。といいますのは、総務防災課の方で寄附金の受付をさせていただいてますので、私ども担当ということになることもございます。

ふるさと納税、いわゆるふるさと納税というのが始まりまして、今までに本市で10月5日現在ですけども、36件を寄附をいただいております。金額にして202万5,000円ということになっております。ただ内訳は全員職員でございます。市外在住職員が摂津市に対し寄附をしたということになってございます。

事実は以上でございます。

- ○山本善信委員長 寺本参事。
- ○寺本総務部参事 年金の特別徴収に関係します2点のご質問でございますが、 年金の特別徴収が来年10月から始まる けれども、この時期に条例改正をなぜか

というご質問だったかと思いますけれど も、この住民税を公的年金から特別徴収 する制度につきましては、地方税法の一 部を改正する法律につきまして、平成2 0年4月30日に可決いたしまして、平 成20年4月1日から施行される分につ きましては、4月30日に専決処分をし、 6月議会に報告させていただいたところ でございます。公的年金からの特別徴収 する時期は、平成21年度の住民税から でございますので、平成21年度の公的 年金などの課税資料につきましては、年 が明けますと提出されてまいります。今 回、この年金の分につきましては、先ほ どシステム構築の部分でお願いしており ます、電子データで送られてまいります。 また市民税確定申告等の申告も始まりま す。納税者に対する広報につきましても、 できるだけ早い時期から取り組んでいか なければならないと思っておりますので、 今議会において提案させていただいたと ころでございます。

2点目でございます。年金の特別徴収 で、社会保険庁とのデータのやりとり、 業務の流れということでございますが、 ご説明させていただきます。来年平成2 1年度は実施初年度でございます。来年 の流れについてご説明をさせていただき ます。公的年金支払い者である社会保険 庁等から、経由機関であります地方税電 子化協議会を通じまして、年明け1月3 1日までに公的年金支払い報告書が電子 情報で摂津市に送られてまいります。摂 津市ではその資料をもとに、住民税の課 税資料となります。納税者におかれては、 他の所得がある人や扶養控除また医療控 除などを受けられる方につきましては、 確定申告等の申告をしていただきます。 摂津市におきましては、社会保険庁等か ら提出された公的年金支払い額及び申告 された所得控除をもとに住民税の税額計算を行います。その後、4月1日現在の現況をもとに、公的年金からの特別徴収可能者の情報が社会保険庁等から5月25日までに摂津市の方へ送られてまいります。それを受けまして、摂津市ではは発生して、抵津市では昭和で、住民税が発生しては半分を普通徴収で、半分を公的年金から特別徴収する旨決定いたしまして、6月中には納税者に1期分、2期分として納税者に1期分、2期分として納税通知を予定しておるところでございます。

よろしくお願いします。以上です。 〇山本善信委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどふるさと納税の件がございましたけども、この件で1点、またお聞きしたいんですけども、36件の202万円が今年市の方へということでお聞きしております。その中で例えばほかの行政さんであればですね、納税されるときに、こういうことに使ってほしいとか、使途をですね、チェックというか、要望をお聞きするようなところもあったかと思うんですけども、もう一応摂津市としてはそういうことをされておられるのかどうかだけ1点、この件についてはお聞きしたいと思います。

この特別徴収の件なんですけども、この1月30日ごろには社保庁さんの方から市へのデータが送られてきて、それからその後2月、3月の確定申告を基づいて市の方で税を計算するという中で、今度またその中で納税可能者の方がデータがまた5月末、25日ですか、いう形で市の方へデータが来るという中なんですけど、そういう中で、いろいろと市といたしましても、この3月の確定申告、ま

た4月・5月については、かなり仕事が 煩雑化になってくるのではないかなと、 そういうふうに思っておりますけども、 そういう中でやっぱりこのデータでやり とりするということが適正な形へいくと いうようなことで認識もありますし、そ の辺でしっかりとこのデータのやりとり をですね、やっていただくように、これ もまた要望ということでさせていただき たいなと、そういうふうに思いますので、 またよろしくお願いいたします。

ということで、ふるさと納税の件だけ お聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ふるさと納税の件でご ざいますが、ちょっとこれも誤解があり まして、もともとそれぞれの自分の気に 入った市町村に、要は税金を納められな いかというのが発端でございました。た だ市民税等につきましては、やはり受益 と負担の関係がありますので、受益の伴 わない負担というのは当然考えられませ ん。そういう部分では、税金を他の市町 村に、在住する市町村以外のところには 納められないと、そういうことから一つ は今までやっております寄附金税制の拡 充ということでやられました。それが寄 附金ということでそれぞれ市町村に、私 のお金を使って行政に役立ててください というような寄附でございますので、決 して税金の一種でもございません。寄附 金の延長線ということになります。それ で、寄附される場合につきましては、特 定寄附あるいは指定寄附それから一般寄 附等々ございます。今までのいただいて る寄附金につきましては、市の行政に役 立ててくださいということですので、一 般寄附として我々は寄附金をいただいて おります。

以上です。

〇山本善信委員長 村上委員。

○村上英明委員 この寄附金といいます か、ふるさと納税の件についてなんです けども、今回といいますかこの適用下限 が10万円から5,000円ということ で、より行いやすいと言ったら語弊があ るかもわかりませんけども、そういうこ とになってきたという、私も認識ではお ります。そういう中で今お聞きしますと、 100%職員さんの方での納税というよ うになっていることもお聞きしたわけな んですけども、先ほど申しましたように、 下限がですね、かなり下がったというこ とで、納税に関してちょっとハードルが 下がってきたのかなという意味を含めて ですね、ほかの市、他市というか特に地 方さんだと思うんですけども、このふる さと納税していただいたときにはですね、 その特産物を返すとかですね、いうこと もされてるような、結構自治体もござい ます。こういう中で、きょうの委員会で 答えられるかどうかわからないですけど も、もしその辺お考えがあるのであれば ですね、一回ちょっとこういうことも考 えてはどうかなというふうに思ってると こなんですけども、その辺の考えについ てですね、もしお答えしていただけるの であればお願いしたいなと思っておりま す。

以上です。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 今ご指摘がありましたように、各地方のところには特産物とかあるいは地場にそれぞれつくっておられるいろいろな商品をつけて、それから入場料無料とかいろいろな特典もつけながら、ふるさと納税でいわゆる寄附金を集める手段とっておられます。本市につきましては、やはり本来、こういうものや金での部分については、そういうものや金で

つるべきではないというような姿勢を持っておりまして、そういうようなことは一切、本市にとりましては考えておりません。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 すみません、先ほど 職員ばかりですという話をしましたけど、 ふるさと納税という考え方じゃなしに一般寄附という考え方で数字申しますと、 別に本年度中に1件、個人の方、市民の方からの寄附がございますので、それを加えますと決して全員が職員ということではございません。ふるさと納税というのを、ことし4月以降に相当いろなことを言ってからの寄附の部分で、先ほど二百何万という話をいたしました。ちょっと誤解のないようにだけつけ加えさせていただきました。

○山本善信委員長 よろしいですか。 三好委員。

○三好義治委員 それではふるさと納税 の方からご質問させていただきたいと思 いますけど、まさにこのふるさと納税い うのは、その都市間競争がますます激し くなってくるやろなという感がいたしま して、それから、これまでの質問の中で、 それぞれこのふるさと納税が制度化され て、各地方においては、やっぱり例えば 岸和田の方やったらだんじりの育成、西 宮やったら甲子園球場とか、いろいろな 目玉、売り物、いろいろなところで各地 方で考えておるんですよね。この税が流 れる部分についてはいたし方ないんです が、この都市間競争の中でいかに逆に税 を、寄附をしていただけるかということ についての、今の観点からの構想という のをお聞かせいただきたいなというふう に思っております。

それと今議論になっておりました、摂 津市民が行政に対して特定寄附、指定寄 附、一般寄附をされた場合の税控除と、 今回ふるさと納税で他市に寄附をした場 合の税控除の比較を一度お示しいただき たいなというふうに思っております。今、 先ほど野口委員が言ってるように、4万 円をふるさと納税として他市に寄附した 場合もしくは4万円を摂津市に寄附した 場合、これの減免ですね。これの比較を お願いしたいなというふうに思っており ます。

それとですね、この仕組みの中でちょっ と気になるのが、その納税者が、例えば 我々も仮に納税をしようとした場合に、 そのときにどういう手続で納税を、寄附 をしていくのかという部分が、これ全国 共通になってるのかという部分ですね、 どういうふうにやっていくのか。例えば 僕は香川県観音寺市になるんですが、観 音寺市に仮に寄附しますよ言って電話で 問い合わせしながら、多分銀行振り込み か何かになるかもわかりませんけど、摂 津市の場合が、摂津市に興味があって摂 津市に寄附していただける方がおる場合 ね、今の現象面でいいんですけど、どん な形態で寄附をしてもらって、それをど ういう形で周知徹底していくのかなと。 その受領書についてでも全国一律統一の ものなのか。やっぱりこの周知徹底、窓 口をオープンにしていくことによって寄 附をする人の行為いうのは大分変わって くると思うんですよね、全く知らなかっ たという部分よりも。そういうところが 今どういうふうになってるのかお聞かせ いただきたいなと思っております。

それからこういった公金の取り扱いが、 その寄附金をいただいたら今総務防災課が窓口で、今度証明書を発行してもらっ たら減税は税務課というね、入りと出の 所管が全く違うわけですね。そのときの 税の、寄附金の管理形態を、今どういう ふうにしていってるのかなという部分が 非常に気になります。公金取り扱います ので、それの管理システムですね。

それから年金についてですが、まさに これは納税、年金での税の徴収のあり方 ですから、これについては今の現在の普 通徴収での徴収率、これを上げることが 最大の目的違うかなと、国がね。この普 通徴収率が、普通徴収での今の徴収率が 幾らになってるのかという部分を1点聞 きたいと思います。ここで言うのは何だ けども、まさにこの年金に、国民は今怒っ ております。それこそ失われた年金、改 ざんされた年金、そういった中で、こう いった社保庁が今後調べていく経過の中 でそれぞれ失われた期間での年金が判明 したときに、行政としての対応ね、こう いったことも考えていかなければならな いけども、これについてはきょうは置い ておきますけど、年金についての今の社 保庁の対応については、我々は本当に怒 りを感じてるところでございまして、こ れをまさに、まだなおかつその部分で、 さっきも言ってましたけど、そういった ことをまず明確にしながらこういった制 度改正をしてくるならまだわかると。そ ういったことを行政としてでも社保庁、 国にも申し入れてくれと、まずね。これ は地方自治体やから国の法律が定まって 地方でこういう部分についてはやらなけ ればならない、十分理解する。しかしな がら、はいそうですかと言うだけでおさ まってるの違うやろと。こういった対応 については行政として国に何らかの申し 入れしたのかどうか、こういったご意見 をお聞かせいただきたいなと。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 ふるさと納税の周知 の仕方またシステムのあり方等でござい ますが、周知につきましては、確かに本

市の場合むしろ都市部でありますので、 むしろ流出の方が多いのかなという感想 は、感じはしますけども、ただ私どもも 当然摂津市に対してご寄附いただくこと が非常にありがたいことでございますの で、ホームページ、広報等への周知をし ております。寄附の申し出のことですけ ども、制度の仕組みは書いておりますけ ど、具体的には総務防災課へのお申し出 をいただくというような形をとっており ます。寄附の申し出をいただきまして、 現行は直接持ってきていただいてますの で、特にそのまますぐ会計室の方へ入金 をいたしまして、領収書をお渡しし、ま た受書等を発行するというシステムにし ております。

管理につきましては、今申しましたとおり、現金でいただきましたら即日というか即刻お渡しすると。ただ、今後もしも遠方等からの申し出が、例えば摂津市に以前お住まいで、摂津市に寄附してやるろうという方がおいでになりましたら、私どもに申し入れていただきましたら納付書をご送付いたしまして、お近くの銀行等から納付書で入金をいただくということになって、本来参上してお礼を言うべきかもしれませんけど、そういう遠方であればそういうことで対応してまいりたいと考えております。

それとあと寄附の申し込みは総務防災 課で申告は税の方はということでござい ますが、一応寄附いただきまして後、年 度内、年内にいただきまして実際申告い ただくのは来年の1月以降ということに なりますので、その時点で再度寄附の証 明書をお送りするし、その時点で申告の 方法についてもお知らせをするような用 紙を入れること、また当然その内容につ いては市民税課とも協議した上でご送付 させていただくということを考えており ます。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 柳瀬参事。
- ○柳瀬市民税課参事 先ほど三好委員か ら、「寄附金を、摂津市に寄附金をして もらった場合と摂津市民が他市へ寄附し た場合と、どちらが有利か」という質問 でございますけども、先ほどの説明資料 をいま一度見ていただきたいと思います が、4万円を寄附した場合、5,000 円を超える額、3万5,000円が所得 税と住民税で納税者に還元されるという ことですけども、4万円、摂津以外にお 住まいの方が、摂津市に4万円寄附して いただいたら、当然摂津市としては4万 円の収入が計上されますね。一方摂津市 民が、例えばふるさとである鹿児島県の どこかに寄附したとしますと、この例で よりますと700万円の方ですので、4 万円から5,000円超える、3万5, 000円のうち3,500円は所得税の 軽減です。一方住民税の方は3万1、5 00円ですね、3万1,500円これは 住民税として、市民税、府民税あわせて 取りますので、市民税の税率は6%です ので、1万8,900円ということです ので、4万円と1万8、900円ですの で、やはり寄附していただいた方が有利 であると、いうことが言えると思います。 それから摂津市の市民がよその市へどの 程度寄附しているかについては全くわか らないです。

以上です。

(三好委員「それは答弁が違う。」と呼ぶ)

- 〇山本善信委員長 寺本参事。
- ○寺本総務部参事 普通徴収での徴収率 が幾らかというご質問でございますけど も、これ本来徴収率につきましては納税 課所管でございますけれども、ちょっと

私の方で資料持ち合わせしておりますの でご答弁させていただきます。普通徴収 と特別徴収とちょっと分けた資料がござ いませんので、個人市民税としての徴収 率で。

(三好委員「年金の、年金の分ですね。」 と呼ぶ)

年金の分もちょっと、年金のみという のはちょっと出ないんですけれども、申 しわけございませんが個人市民税の部分 で、率をお示しさせていただきたいと思 いますのでよろしくお願いします。

個人市民税の徴収率につきましては、 平成8年度が97.42%でございました。平成10年度につきましては97. 16%となっております。平成19年度 につきましては96.06%で、ちょう ど10年前の平成10年からしますと、 マイナス1.1%となっておるような状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○山本善信委員長 さっきの柳瀬参事の ご答弁なのですが、摂津市へ4万円出し た、4万円寄附するのと、それから他市 へ4万円寄附するのと、個人としてね、 その寄附された本人が実際どういう影響 を受け、どういう違いが出てくるのかと いうことを聞いておられると思いますの で、そのことを答えていただきたい。
- ○山本善信委員長 いや自治体としての 影響やなしにね、個人として出した場合 にね、はっきり言ったらどっちが得をす んのやということを聞いてはるわけ、4 万円出すことによって。またほんなら続 けて質問してください。三好委員。

○柳瀬市民税課参事 摂津市の人が他市

○三好義治委員 先に、ふるさと納税の 中での都市間競争の中で、税を納めて寄 附を納めてもらうためのうちの目玉は何ぞやと、今志向されているのかという答弁がちょっとなかったみたいなんですけども、これも改めて今どういう戦略を持ってやっていくかということをちょっとお聞かせいただきたいなというように思います。

それから今言ってるのは、一般寄附で例えば摂津市で、人間基礎教育を展開するために当時、300万、300万でトータル1,000万ぐらい、個人が300万ぐらい寄附してもらいましたよね。これに対する寄附控除があったと思います。この場合の300万に対する寄附控除があったと思います。と、300万をそのAさんが同じ額をふるさとに寄附した場合にどっちがメリー般寄附の中で税控除が受けられる寄附の中で税控除が受けられる寄附の部分と、控除が受けれないただ単なる所の部分がありますやん。控除が受けるありますやん。控除が受けるありますやん。控除が受けるありますやん。

それから最初の一点目の何が目玉かと いうやつと、今のどちらがメリットがあ るのかという部分を聞きたいのと、それ から寄附をいただくときの手続について ね、もうちょっと明確にお答えいただけ ませんかね。今はそれほど件数がまだ少 ないんですけども、公金ですから、どう いう流れになってんのかな言って。我々 としては寄附を仮にしたとしたら、その 時点において仮の領収証でも発行して、 あと証明書を発行すると、この信頼関係 のやりとりから成り立っていると思うん ですね。そこの部分が不明確ならば、ま たぞろおかしな形になるん違うかな、社 保庁の二の舞になると思う。そういった ことをもう再度明確にしてほしいのと、 各遠方の方々に対する受け入れ窓口をね、 もっとやっぱり広げていかなあかんやろ

な。せっかく摂津市のホームページあるんやから、そのホームページでも摂津市 ふるさと納税に対して、口座番号はこういった番号ですから納税をお願いしますとか、納税をした場合にはこういった手 続をもって減免される、こういった周知 徹底も含めながら、ヤッカンがやるのかどうかね、この点についてもお聞かせいただきたいなと思います。

それから年金の件ですけどね、国に対 する怒りはもうここではおさめときます けど、ただ今回でも65歳以上の年金受 給者から特別徴収に変えていくのならば、 今の現時点においてでもね、年金受給者 のその徴収率ぐらいを把握しとくのが原 課の仕事と違うんかいな。今これだけ世 の中が年金問題で問題になっているんで すよ。この中で例えばこの年金で今から 特徴やります言ってても、今実際に年金 を受給している方々で、改ざんをされて いる方々は把握、摂津市はそういった部 分は社保庁、吹田の社会保険事務所と連 携しながら、そういうやつはちゃんと連 携はとれてるんですか。あのね、国民の 怒りいうのはそこなんやね。縦割り行政 でいった場合に、私はここやからこのテ リトリーやからこれわかりません、まさ にそういったことで、今までのやつは改 ざんされたり失われた年金になってもう たり、例えばうちの事例でもあるんです よ。例えばね、今現象面であらわれてき てんのがね、特に女性が独身の時に働い てて、今度結婚した時に姓が変わります ね。その時が全然つながってないねん。 今、苦情殺到、結構そういう相談がいっ ぱいあります。まあそれはさておいてお きながら、そういった部分に対して今、 年金受給者で、問い合わせが摂津市の在 住者で何件ぐらい来てんのですかとか、 いうような把握をしながら全体こうする

中でどうやっていくかとかね、いうことをやっぱり行政マンとして、行政としての配慮ではないかなというように思うのですが、先ほどの国に対する意見要望なんか言ってもらいましたかいうこともね、ご答弁ちょっといただいてないので、年金についてはほんまに怒り感じてますんでね。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 そうしましたら手続 の方のことなんですけども、現金の取り 扱いでということで注意をご喚起いただ いたとこもあると思います。現金持って いただきましたらその場ですぐ指定金融 機関の印を押した領収書をお渡しいたし ます。これで仮領収書というか本来の領 収書でございます。ただ寄附の場合は従 前から会計管理者の公印を押した受書と いう証書的なものもお渡ししております。 これはお礼の意味も兼ねましてお渡しし ております。今までは寄附の場合はここ で終わっておりました。その日には受書 の方はお渡しません、後日お届けするよ うにお礼かたがたご訪問してというのが 多かったんですけども、お渡しておりま した。今回につきましてはそれに申告の 問題が、税の申告が必ず出てまいります ので、より広くややこしいことのないよ うにということで、1月以降に先ほど申 しました、申告の、ふるさと納税をいた だいた申告書を、税の申告の仕方を記入 したご案内書とともに送らせていただく という予定をしております。あと、手続 についてはこういう形で。

○山本善信委員長 全国統一した様式に なっているのかということですが。杉本 次長。

○杉本総務部次長 全国いうか各市これ は様式はいろいろでございます。各市の 寄附金の受け入れの仕方でやっておりま す。

それでもう1点、受け入れをより広い 範囲でということでホームページがある のでということでございます。一応ホー ムページのトップの右肩のところにふる さと納税という欄はつくっておりますが、 その内容等についても今後、一度他市の ものもどういうものかを研究させていた だいて、議員ご指摘のより広い受け入れ の仕方というのを検討してまいりたいと 考えます。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 ちょっと少し整理して お話をさせていただきたいと思います。

まずふるさと納税の論議なんですが、 平成19年5月に当時の総務大臣の方か ら問題提起がございました。多くの国民 が地方のふるさとで生まれそれから教育 を受けそれから育ち、進学や就職を機会 に都会に出てくると。そこで納税をする と。その結果、都会の地方団体は税収は 得られるけれども、ふるさとに当たる市 町村については税収はないと、こういう ことから問題提起がなされました。それ でふるさとというような定義でございま すが、いろいろ研究会では議論されまし た。自分が生まれ育った地域それから教 育を受けた地域それから両親の出身地そ れから幼少期の自然体験の舞台となった 地域等々いろいろな議論がありましたけ れども、最終的には納税者の方が、市民 の人が選ぶところが要は対象になるとい うことでございます。それとそれぞれ我々 一般寄附、指定寄附等々もらうのですけ れども、今回のふるさと納税のいわゆる 税額控除、これは税控除の部分で大きく 分けて2つあります。いわゆる今までの いわゆる共同募金会に対する寄附、それ から赤十字社に対する寄附、これは下限

額が10万円から5,000円に、それ から所得額の25%から30%税額控除、 これは一緒でございますが、先ほど言い ました市町村に対する税額控除は10%、 それから特別の控除ということで、ほぼ 5,000円以外は控除を受けれるとい うことになりますが、赤十字、それから 共同募金会については10%だけしか受 けられないと、まずこういう区分けがあ ります。それで先ほど次長の方から説明 ありましたように、職員の方のいわゆる 行政に役立ててくださいという寄附金、 それから100万円ほどの市民からの純 粋な寄附金、これも市町村に対する寄附 でございますので、同様な控除は受けれ ます。以前いただいた寄附金の分につい ては以前のいわゆる10万円控除、この 部分だけしか受けられませんので、平成 20年1月1日以降の市に対する寄附金 はすべて、先ほど議論ありますようにふ るさと納税の控除は受けれるということ でございます。

それから摂津の売りは何だということ になるんですけれども、先ほど言いまし たように、ふるさと納税という言葉が先 走りまして、いわゆる他府県のところで 都会の方に出て来られるそういう方につ いては、ふるさとというイメージはすぐ 生まれたところ、あるいは幼少期に育っ たところということで、そういうところ についてはふるさとというイメージがあ るんですが、なかなか都会の方の摂津市 については、ふるさとというイメージは なかなかないだろうというふうには思っ ております。そういう部分ではこの寄附 金制度は、地方にとっては有利かもわか りませんが、都会にとっては余り有利に ならない寄附金制度かなというふうには 思っております。しかしいずれにしまし ても、先ほど議論していましたように、

都会と地方の、やはり税源のいわゆる不 公平が当然出てまいります。そういう部 分ではこれらが解決、水平的移動もさる ことながら、国と都道府県、市町村、こ ういう垂直的な財源委譲がなされたとき には、ふるさと納税いうのはもう意味を なさなくなるのかなというふうには思っ ております。

以上です。

○山本善信委員長 年金の徴収率とのかかわりで、これ税とのかかわりが出てくるという範囲内でお答えいただきました。 横の連絡。

それからさっきちょっとお答えになったことで、国に対してですね、もっと積極的にいろいろ働きかける考えはないのかという部分も含めて。

総務部長。

それでは柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 徴収率云々という 話なんですが、所管は納税課ということ になるわけですけれども、課税のシステ ムというのは、給与所得については会社 の方から給与支払報告書というのが摂津 市に提出されます。それから年金所得者 については社会保険庁等から市の方に公 的年金支払報告書が提出されますね。所 得がそれ以外にある方とか、あるいは控 除がある方については確定申告をされま す。したがいまして、我々課税側が把握 する資料というのは公的年金支払報告書 であったり、給与支払報告書であったり あるいは確定申告された資料であるわけ ですね。ですから年金の部分について徴 収率把握していないということなんです が、年金の部分は現在年金だけで課税し ているわけではないのです。日雇い給与 の方、あるいは不動産所得のある方、そ の他もろもろ所得のある方は普通徴収で 課税しておりますので、当然ながら年金 だけで課税しているわけではありませんので、その分の徴収率というのは把握できないということになっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 税財政にかかわる国と の、国に対しての要望事項ということで ございますが、我々摂津がございます。 それから北摂各市がございます。大阪府 下がございます。それから全国がござい ます。そういうふうに考えますと、それ ぞれ団体にはそれぞれ地方六団体という ことで市長会それから町長会、村長会そ れから市会議長会それから町議長会、村 会議長会ということで地方六団体ありま す。それぞれの団体が国に対してまとめ て要望していくんですが、このふるさと 納税については都会と地方という区分け をしますと、地方の方が非常に積極的に 国の方に働きかけられました。この近辺 の近畿地方で言いますと、福井県なんか は非常に率先して国の方に働きかけられ ました。そういう部分では我々の働きか けが弱かったのかなというようには思い ますけれども、先ほど言いましたように、 水平間移動、財源移動を伴いますこうい うことについては、比較的地方の部分に ついてのやはり財源不足というのを我々 よくわかっておりますので、積極的な発 言ができないというふうに我々は感じて おります。ただ先ほど来ありますように、 国とそれから地方の関係におきましては、 やはり同じように都会であろうとも地方 であろうとも、やはり歩調を合わせて国 に対する要望活動、これはしっかりやっ ていかなければならないというふうには 思っております。

(三好委員「年金の関係での。」と呼ぶ) ○山本善信委員長 ちょっと補足して質 問してくれませんか。三好委員。 ○三好義治委員 年金から、年金からの その特徴になるに至ってのね、経緯で、 国の法が変わって条例を変えていく分に ついてはもういたし方ないと、この分に ついてはこの条例の範囲の中でもう判断 します。しかしながら今この税の関係で、 我々ここで総務部の市民税課と総務防災 課しか今いてないからこんなことはまた 言えないから、副市長の方でね、今、年 金関係について原課、国保年金課の方の 窓口に相当殺到していると思うんやね。 その実態を受けてどういった動きをして いるのかという部分だけをね、話も聞い て、もう質問終わります。税務やら総務 にこの件についてどうですかと言ったっ て、これは国保年金課の方やから、だか ら今回の条例の部分については、これは もうそういうことでもうしゃあないとい う認識しときますんでね。それだけちょっ とお願いします。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 先ほど言われた、ちょっ とこれまでの中ですね、ちょっと若干トー タルで申し上げたいと思うのですが、ふ るさと納税について我々とこは非常にデ メリットがあるだろうと、これも1月1 日にならないとどういう状況生まれてい るかというのは把握できないので、ほか の今ご指摘にありました、たとえば白神 山地守ろうとかですね、岸和田だんじり を祭りを守ろうとか、甲子園、高校球児 も守ろうとかね、非常に、これは目的税 ですよね。明確に出てくるのですよね。 そんなことでございまして総務部長とか 杉本次長とかに相談をしてたんですね。 売りは一体何やと、まあ冗談やありませ んけどね。そんなら鳥飼なすのまんじゅ うあるやないかとね、そういうのあった んですね。ところがですね、鳥飼なすと かね、そういうこと、それはそやけどそ

ういう趣旨じゃないだろうと、私どもと してはですね、一体これは我々には非常 にデメリットな税制と思っていますから、 これもう一遍全体が見えたときにね、も う一度再構築は議論せなあかんだろうな ということで議論しておりました。それ でいずれにいたしましても、例えば法人 事業税の一部分離したあの4,000億 円とか3,000億円のもね、大阪もや られました。これまたふるさと納税といっ てまたこういう形になってきた。総務部 長みたいにフラット化できればいいので すが、なかなか税制上なかなか、そう簡 単に動かない。そうしますと自前の中で こういう形でその法人事業の一部分離さ れてこの東京、愛知、大阪でやられたと かですね。このふるさと納税もそうです し私は個人的に心配するのは、今後その 法人市民税までね、ねらってくるん違う かと、その法人市民税ねらわれたら私ど もや高石市とかはやられます。大阪では、 法人市民税は。だからそういうとこまで 危惧をするような状況ですから、この辺 もちょっと一度よくよく市長とも話した 中で、やっぱり大阪市長会の中でね、と ころがこれだってそうなかなかいきませ ん。不交付団体の問題になってきますの でね、足並みがそろわないんですよ、全 然この辺のところが、各市のまちまちあ りますんで、この辺よっぽど注意しとか ないと、国が何をどう出てくるかという こと非常に読みにくいなということ思っ てますので、そういう動きを十分見なが ら、この辺の連携できるこの辺のところ ありますから、高槻、茨木、摂津、吹田 あたりはこれ不交付と、箕面も含めて不 交付ということになりますから、そうい うことで言っていきたいなと思ってます。

それから今委員ご指摘されているその 連携ですね、我々も国保の方によく聞い ております。大変な向こうの状況を聞い ておりますわ、相談業務も含めて。いわ ゆるその社保庁問題も含めてですね。今 回の制度改正の問題も、国保は今大変な 窓口事情なってるのは知っております。 それで今ご指摘のことについてはですね、 はっきり申し上げてその社保庁とそのこ れの問題との連携をどうするかというこ との中身を、私はっきり申し上げてその 調整はまだいたしておりませんでした。 それでどこまでというよりも、摂津では 摂津市なりのですね、吹田の社保庁の問 題も含めましてですね、国保の状況とこ れが何ができるかという、もう一度内部 で一遍議論させていただきたいなと。今 日まではその大変な状況を聞かせてもらっ ておりましたけども、確かに税は税で動 いてきよったし、動いてこうなってます から、もう一度ちょっと内部のとこで何 ができるか、どういう催しができるか、 どういうための市民とってできることが 一本できるかいうこと、もう一度内部で 議論をさせていただいて、進めさせてい ただきたいなと思っておりますのでよろ しくお願い申します。

○山本善信委員長 改正条例案からです ね、かなり膨らんでおりますのでね、そ の辺今の副市長の答弁で良としていただ いて、それぞれご判断いただきたいと思 います。

ほかにご質問ありませんか。 弘委員。

○弘豊委員 このふるさと納税の関係については、国会においても我が党は反対をしてきた経緯もありますから、これを行っていく中でいろいろな弊害が出てくるだろうなというようなことも思ったりはしてます。その一つに地域間の競争などで、いわゆる寄附を集めるようなキャンペーンですよね、本来先ほど総務部長

の方から説明がありましたような、ふる さとなり地方の厳しい自治体のところに 納税、納税というか寄附を集めるという ようなことに本当になるのかどうか、例 えば大阪府が財政危機だと、こういうよ うなことで非常事態宣言なんかを出した ら、そこのところにやっぱり寄附をした 方がいいんじゃないかというふうな市民 なりの思いが生まれるんではないかなと いうふうにも思っております。そういう 意味では、年明けてといいますか、1年 経過してその寄附金がどれだけ1年間で 集まったのかいうのが、またその結果が 出てくるだろうと思いますけれども、そ ういった状況で、またある意味その摂津 市がキャンペーン張るだとか、そういう ようなことではなく、この制度自身をど うしていくのかということはまた考えて いかないといけないのかなというふうに 感じているところです。

もう一点、年金からの税の天引きです けれどもこのこともやはり野口委員、三 好委員言われてたように、やっぱり年金、 今社会保険庁に対する怒り、不信感とい うような形であらわれている中で、そこ に税の徴収をゆだねていくというような ことになりましたら、私どもこの間ちょっ と国民健康保険などの関係、年金の切か えの関係で吹田の社会保険事務所にちょっ と問い合わせの電話をしたりしたことが ありますけれども、幾らやっぱりかけて もつながらないという状況はいまだにずっ と続いております。そういう中で、今も そういう社会保険事務所はつながらない から市役所にということで問い合わせな ども、国保年金課殺到しているというか 相次いでいると思いますけれども、これ が今度また税の方でもそういう対応をずっ としていかないといけなくなってくるの かなというふうな状況も出てくるかと思

います。そういった意味では、市民の皆さんがこのことに対して市役所にお尋ねに来られることを、それに対してやっぱり誠実に答えていけるような説明ですよね、その体制もとっていってもらいたいというようなことの要望、2点訴えておきます。

○山本善信委員長 お答えよろしいですね。

他に何か。

三宅委員。

○三宅秀明委員 では2点だけ。

この手続、寄附の手続なんですけども、 まあ窓口に持参してこられるケースもあ るということなんですが、仮にその受領 証明を発行した後ですね、やっぱやめた と、返してくれというケースが、今後で すよね、起こるかもしれないなと思った んですが、そういうケース起こった場合 というのはどうするべきとお考えでしょ うか。

それと寄附に関しても、全国各地から その納付書等で来るケースがあると。そ うなった場合ですね、例えば犯罪にかか わる行為で得たお金をそっちにやってし まうというケースが考えられなくもない んですね。最近振り込め詐欺とかいうの もありますので、そういった状況も、答 弁が難しいければ結構ですので、考えて いただきたいなと思います。

以上です。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 寄附を取り消したいというようなお申し出があった場合どうするのかということだと思うんですけども、我々はやっぱり自発的な意思で、摂津市に対して寄附をしてやろうという意思に対して、ありがとうございましたと言っているわけでございますから、やっぱりやめとくわと言われたら、やっぱり

これは返さざるを得ないのかなと思います。余り年度がたってから返すということではないと思うんですけども。やはり当然その本人が寄附をいただくときに十分にこういう説明もお互いの理解もした上でご寄附いただくという前提ですけども、それでもなおやめておくということであれば、これはもう本人の意思を尊重するというふうに我々は考えておきたいと思います。犯罪とかそういうのはちょっと、その事例が本当出たらまた考えさせていただくということでご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 ご答弁いただきまして ありがとうございました。

起こってない事例をそんなに心配する必要もないかもしれませんけれども、こういう経済情勢ですので、果たしてどんなケースが起こるとも限りません。そういった点からはやはりあり得ないようなケースも一応の想定をしていただければなというきっかけになればいいなと思ってこういう質問をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時43分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採 決いたします。

議案第50号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

議案第60号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。

(午後2時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 村上英明